

三鷹市被災建築物応急危険度判定 業務マニュアル

令和5年1月

三鷹市都市整備部建築指導課

目次

前文	… 6
震前対策編	
震前マニュアル	… 8
第1 目的	… 9
第2 実施体制の確立	…11
1 実施本部設置の想定震度	
2 震前実施計画	
(1) 実施本部体制	
(2) オペレーションタイプ	
(3) 判定棟数、判定実施区域、優先順位の想定	
(4) 対象となる建築物の用途規模	
(5) 判定実施期間	
(6) 必要判定士数	
(7) 必要判定コーディネーター数	
(8) 地元判定士数	
(9) 地元判定コーディネーター数	
(10) 判定資機材、調査区域図	
第3 判定士受入体制の確立	…18
1 1次参集場所までの移動手段等、道路網・交通機関を予測	
2 実施本部から判定実施区域への移動手段	
3 宿泊施設及び食事の確保	
第4 判定士等への情報連絡体制	…19
1 地元判定士への連絡体制	
2 支援本部への連絡方法	
3 判定実施時の実施本部・判定コーディネーター・班長・副班長との連絡方法	
第5 判定技術の向上等	…20
第6 判定資機材の備蓄及び調査区域図の更新	…20
第7 情報伝達の準備	…20
第8 判定制度のPR	…20
第9 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度	…21
第10 平時における実施本部の業務について（まとめ）	…21
震後対策編	
1. 実施本部業務マニュアル	…25
組織図	…26

実施本部作業フロー	…27
第1 目的	…28
第2 実施本部の設置	…28
第3 判定実施要否の判断	…29
第4 要判定区域, 判定実施区域等の検討, 決定	…32
第5 判定実施計画の策定	…33
第6 地元判定士等への参集要請	…35
第7 支援本部への支援要請	…36
第8 判定資機材及び自転車の手配	…36
第9 判定コーディネーター及び判定士の配置	…37
第10 応援判定士等の輸送, 宿泊所の手配等	…37
第11 判定士等の受入れ・名簿作成	…38
第12 判定調査方法等のガイダンス	…38
第13 判定業務の開始	…39
第14 判定業務の中止	…39
第15 判定結果の報告及びその活用	…39
第16 住民への対応	…40
第17 実施本部業務の終了	…40
第18 実施本部解散後の対応	…41
2. 判定士業務マニュアル	…42
第1 目的	…43
第2 判定業務の心得	…43
第3 判定士の編成及び判定コーディネーター	…43
第4 応急危険度判定士の参集行動基準	…44
第5 持参する判定資機材等	…45
第6 応急危険度判定の実施	…46
第7 判定結果の表示	…47
第8 住民対応及びマスコミ対応	…47
3. 判定コーディネーター業務マニュアル	…50
第1 目的	…51
第2 判定コーディネーターの業務	…51
第3 判定実施準備	…51
第4 判定士の受け入れ準備	…52
第5 判定実施チーム及び班の編成	…53
第6 判定資機材等の配付	…53

第7 判定作業の説明	…54
第8 判定業務の開始	…55
第9 判定結果の取りまとめ、判定実施記録の作成	…55
第10 判定業務の中止	…56
第11 業務の終了	…56
4. チーム編成業務マニュアル	…57
第1 目的	…58
第2 判定士の組織編成	…58
第3 判定士の振り分け	…59
第4 チーム編成の実務	…59
第5 班編成の実務	…60
第6 チームの再編成	…60
用語	…61
別添 全国被災建築物応急危険度判定必携第3編補償制度関係 抜粋	…67

様式

1. 被災建築物応急危険度判定 三鷹市実施本部名簿
2. 三鷹市被災建築物応急危険度判定実施計画書・記入例
3. 応急危険度判定支援要請・回答書・記入例
4. 班名簿・記入例
5. 被災建築物応急危険度判定士受付簿・記入例
6. 応急危険度判定調査表・記入例
7. 応急危険度判定結果（ステッカー）
8. 集計結果表（チーム）・記入例
9. 判定活動報告書
10. 被災建築物応急危険度判定 調査結果入力表・記入例
11. 被災建築物応急危険度判定集計表・参考
12. 判定実施記録

参考資料

1. 判定実施体制
2. 被災建築物応急危険度判定 年間平時業務表
3. 被害想定と必要判定士数
4. 被災建築物応急危険度判定資機材に関する備蓄状況
5. 調査区域図

6. PRTR法に基づく届出による事業所
7. 三鷹市土砂災害ハザードマップ
8. 宅地造成規制区域図
9. 被災建築物応急危険度判定発災時想定タイムスケジュール
10. 実施本部チェックリスト【判定実施本部長】
11. 実施本部チェックリスト【判定計画班】
12. 実施本部チェックリスト【判定支援班】
13. 実施本部チェックリスト【後方支援班】
14. 伝達事項チェックリスト（コーディネーター→班長）
15. 伝達事項チェックリスト（班長→判定士）
16. 東京都へのメール（文例案）
17. 施設及び物品の利用のお願い
18. 実施本部レイアウト想定（三鷹市役所第2庁舎1階）
19. 相談窓口への質疑回答例
20. 町丁目別10階未満の住宅用途建築物数
21. 地元判定士参集依頼メール（参考文例）
22. 地元判定士参集決定メール（参考文例）
23. 三鷹市ホームページ（案）「被災建築物応急危険度判定を実施します」
24. 防災無線による放送について
25. 避難所への情報提供
26. 活動時の配布資機材（チーム）
27. 被災建築物応急危険度判定制度 説明チラシ
28. 三鷹市防災マップ（避難所案内用）
29. 被災度区分判定実施のお願い

前文

三鷹市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下「三鷹市マニュアル」という。）は、三鷹市被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、被災建築物応急危険度判定実施（以下「判定実施」という。）を行う際に、円滑な実施が行えるよう必要な事項をマニュアル化したものである。

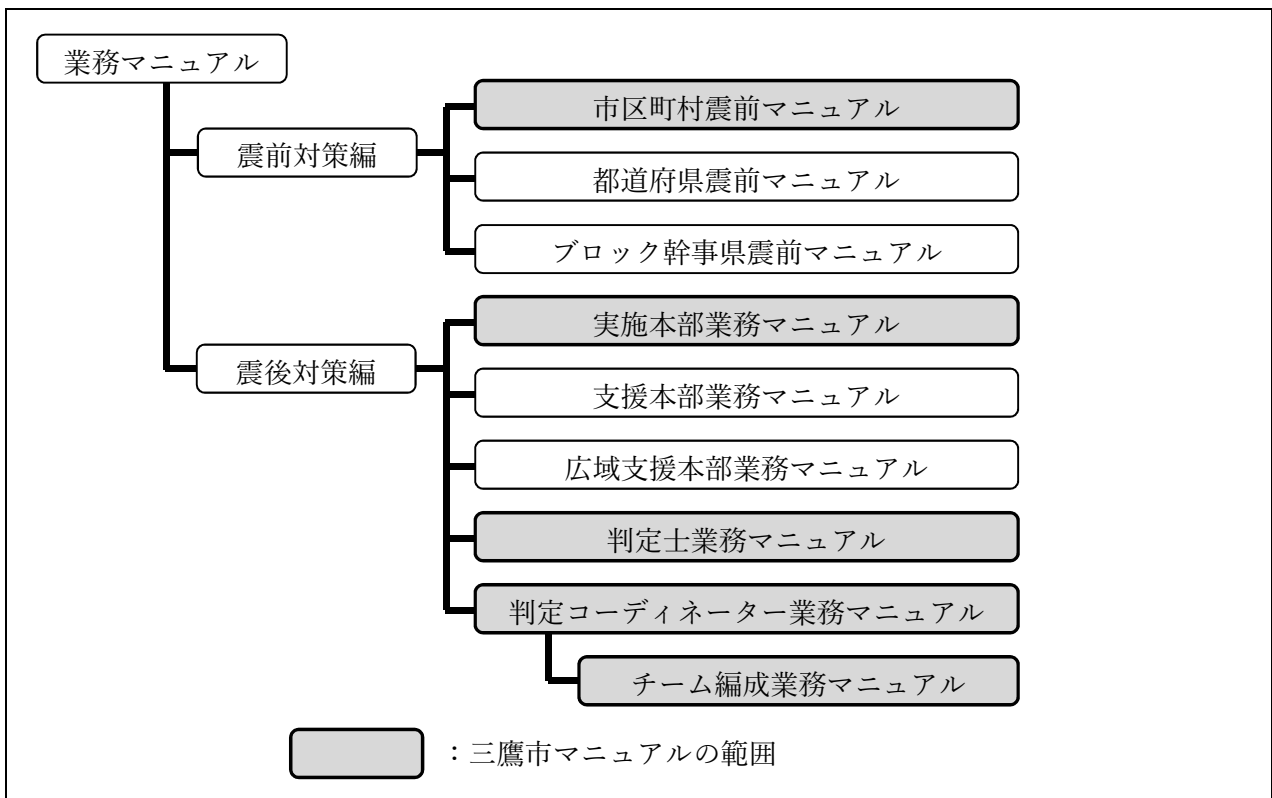
構成内容は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）で定めた被災建築物応急危険度判定要綱（以下「全国要綱」という。）及び被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下「全国マニュアル」という。）を基本として、三鷹市独自の状況を踏まえた具体的な内容として策定したものである。

三鷹市マニュアルは、震前対策編と震後対策編から成り、以下のように構成している。

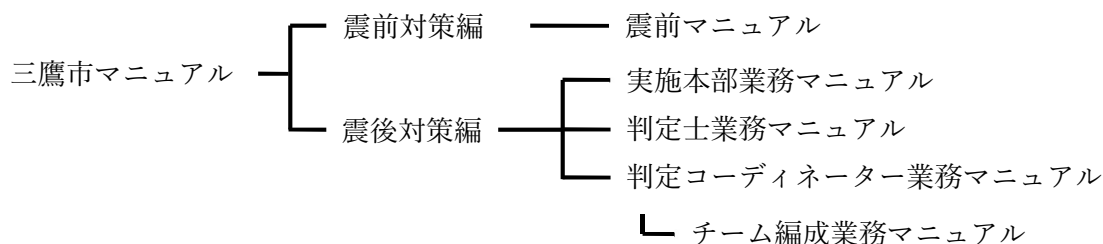
なお、本マニュアルは、民間住宅等の応急危険度判定を行う建築指導課の業務をマニュアル化したものであり、公共建築物の被害状況の調査は、別途公共施設課が担当している。

マニュアルの構成

全国マニュアルの構成（参考）



三鷹市マニュアルの構成



1 震前マニュアル

三鷹市が判定実施を円滑に進められるよう、平時においてその準備をするため、被害想定を行い、必要となる体制整備や被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の数、資機材の準備等の事項について記載している。

2 実施本部業務マニュアル

震度5強以上の地震が発生した時、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、震度6弱以上の場合には原則判定を実施する。判定を実施した時点から、実施本部の解散に至るまでの円滑な業務遂行に必要な事項についてマニュアル化したものである。

3 判定士業務マニュアル

判定業務に携わる判定士が、円滑に業務を遂行するための事項についてマニュアル化したものである。また、記載内容が、判定士心得というべきものでもあることから、三鷹市は、判定士がこのマニュアルに従って行動するというを前提に他のマニュアルを使用することになる。

4 判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーターは、実施本部において、判定士の指導・支援を行う行政職員等とし、その業務をマニュアル化したものである。

5 チーム編成業務マニュアル

本マニュアルは、「判定コーディネーター業務マニュアル」の添付マニュアルとして、チーム編成に係わる業務内容を記載している。

また、応急危険度判定に係る事項は、日進月歩している分野であり、今後とも、これを考慮した全国協議会の各部会の協議成果を逐次取り入れるなどして、常に最新の内容でなければならない。

したがって、本マニュアル及び付随する各種情報は最新に保ち、適宜更新する。

制定 平成13年3月

改正 令和5年1月15日

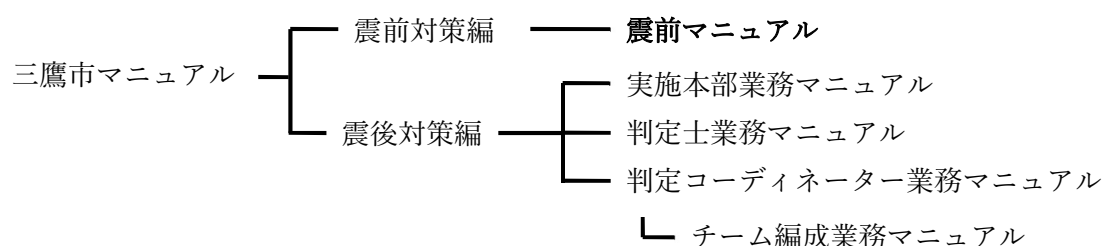
震 前 対 策 編

震前マニュアル

第1 目的

この項目は、「三鷹市防災都市づくり方針」及び「三鷹市地域防災計画」に基づき、地震発生後において、都市対策部の建築物班のうち建築指導課が行う被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）を円滑に実施するため、判定に関する実施体制の確立、震前実施計画の作成、判定士の参集方法、判定資機材の備蓄等あらかじめ実施本部が準備すべき基本的事項について定めるものである。

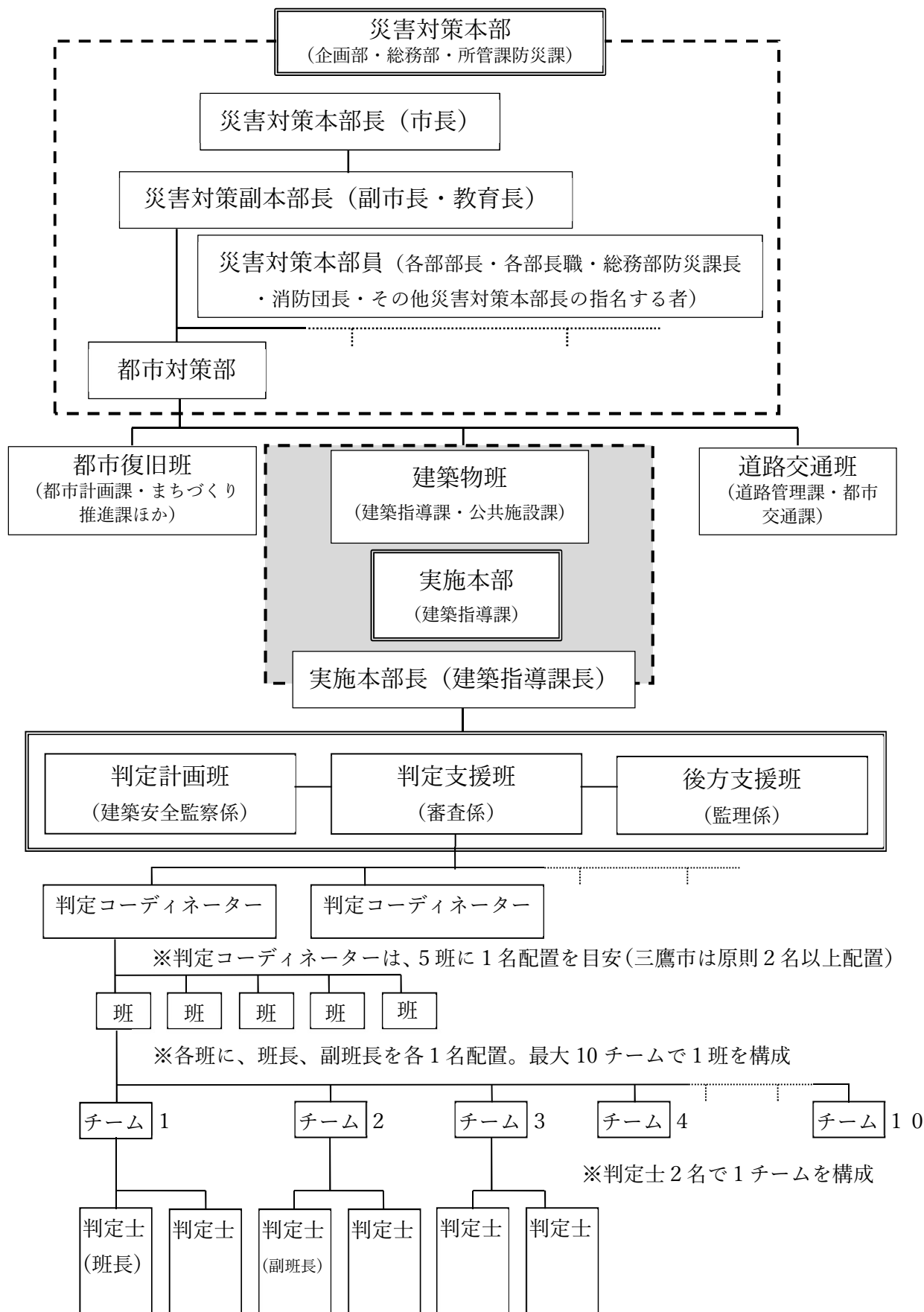
三鷹市マニュアルの構成



[実施本部の位置づけ・組織図]

三鷹市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織において、都市対策部の建築物班が行う判定の実施本部は次ページのとおり位置づけられる

組織図



第2 実施体制の確立

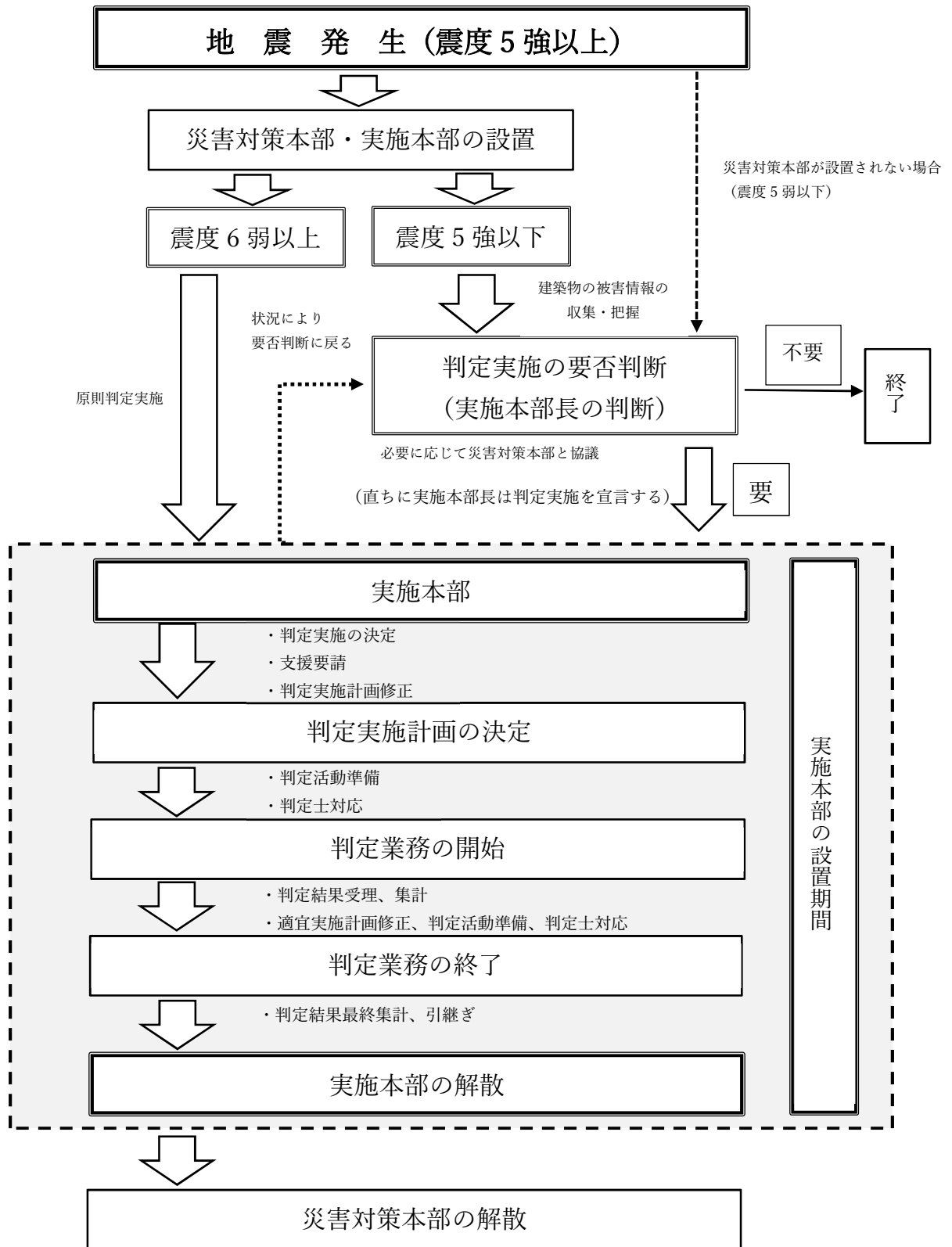
1 実施本部設置の想定震度

判定所管課（建築指導課）は、実施本部を設置し、想定震度に応じた対応フローを次ページのとおり設定する。

震度5強以上の地震が発生した場合は直ちに実施本部を設置し、震度6弱以上の場合は、判定を実施することを原則とする。ただし、実施本部長（建築指導課長）は震度の強弱にかかわらず被害の状況を鑑みて判定実施の要否を判断することとなる。そのため、震度5弱以下の地震であっても判定を実施する場合がある。

災害対策本部（三鷹市）が設置された場合は、実施本部長が被害状況の収集と判定実施要否のための資料を作成し、必要に応じて災害対策本部（三鷹市）と判定実施の要否について協議（判定実施可否・判定実施区域等）する。

地震発生時の流れ



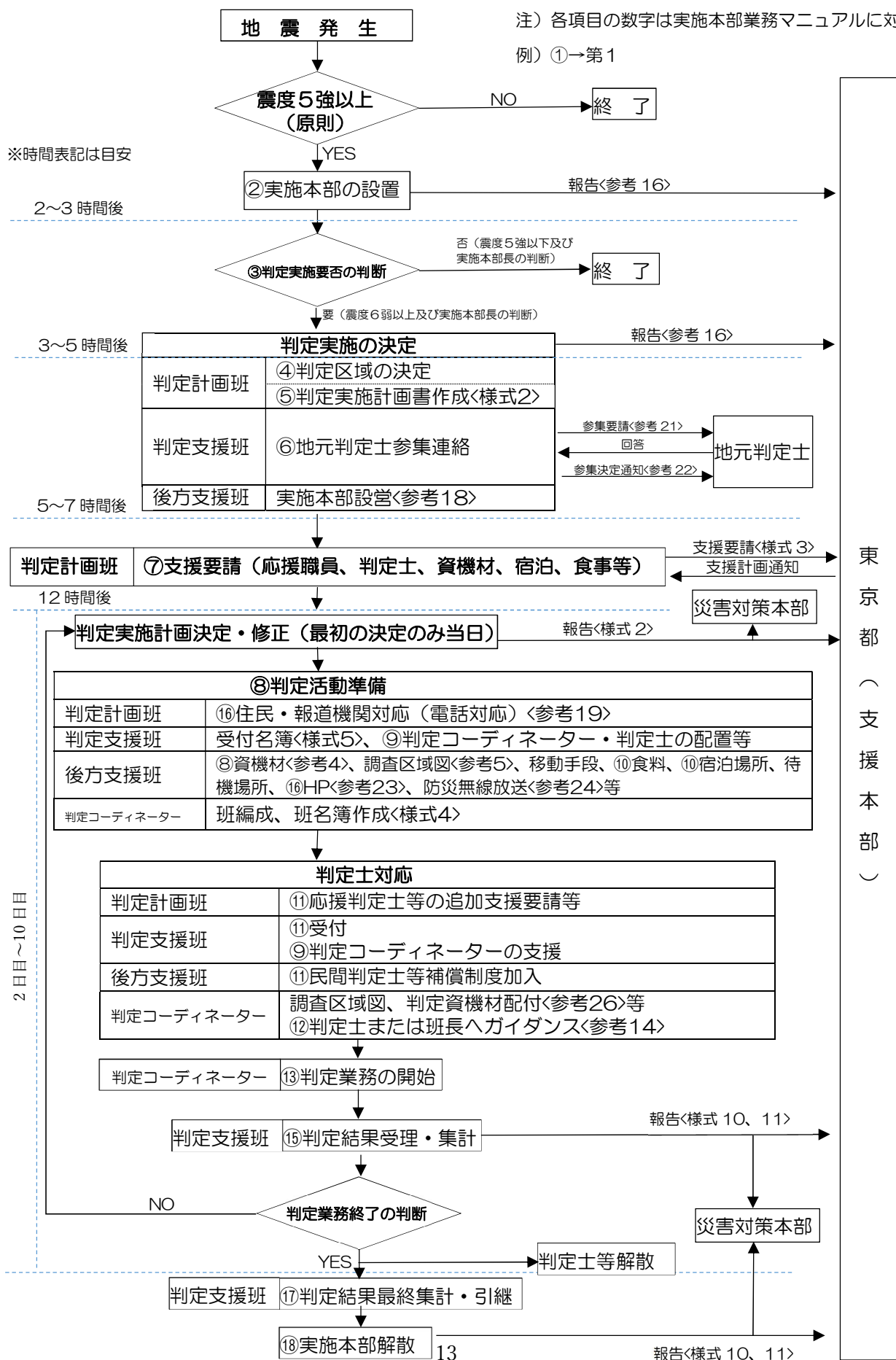
2 震前実施計画

災害時に円滑な判定活動が行なえるよう、震前実施計画を次のとおりに定め、準備を進める。

実施本部作業フロー

注) 各項目の数字は実施本部業務マニュアルに対応
例) ①→第1

※時間表記は目安



2 日目～10 日目

(1) 実施本部体制

① 実施本部長は建築指導課長とする。

ただし、建築指導課長が職務に就けない場合は、三鷹市地域防災計画で定める建築物班の役職順（公共施設課長、建築指導課担当課長、公共施設課担当課長、建築指導課課長補佐、公共施設課課長補佐）で代行する。

② 実施本部は建築指導課職員を原則として構成し、構成組織・業務内容は次のとおりとする。

なお、各班の業務は互いに協力して行う。

実施本部	
実施本部長：建築指導課長	
業務内容	判定全般の総括、災害対策本部との連絡、調整

判定計画班（2～6名程度）	判定支援班（3～10名）	後方支援班（2～6名）
建築指導課建築安全監察係長 1名 建築指導課建築安全監察係 3名 （行政応援職員）	建築指導課審査係係長 1名 建築指導課審査係 4名 （行政応援職員）	建築指導課監理係係長 1名 建築指導課監理係 2名 （行政応援職員）
業務内容	業務内容	業務内容
①判定実施計画の作成、見直し(◎○) ・判定区域、判定実施期間、判定実施の要否、必要判定士の検討、決定、把握 ②判定実施計画の決定(◎) ③住民対応、報道機関対応(◎) ④支援本部との連絡調整(◎○) ・支援本部への連絡〔判定業務の実施、食料状況、判定結果、判定業務中止等〕 ・支援本部への要請〔応援判定士支援、輸送、宿泊先等〕（実施本部→支援本部）	①建築物の被災状況、交通規制等に関する情報収集(◎○) ②地元判定士等への参集要請(◎○) ・参集場所、参集時間、食事や移動手段、判定予定期間等(◎○) ③判定士等の受付、受入、名簿の作成、管理(◎○) ④判定コーディネーターの補助(◎○) ・判定士の班編成等 ⑤判定コーディネーターとの連絡、調整(◎○) ⑥判定結果のとりまとめ(◎○) ・判定実施区域、判定建築棟数の把握 ・判定結果の最終集計	①実施本部設営 ②調査区域図の準備 ③判定資機材の補充、準備、回収(◎○) ④食事・宿泊所の用意(◎○) ⑤判定士等の移動手段（自転車）の確保用意(◎○) ⑥広報活動（HP、防災無線放送、避難所への掲示事項の連絡）(◎○) ⑦民間判定士等補償制度事務(◎○)

判定コーディネーター	
建築指導課建築安全監察係 構造担当 2名	
業務内容	①判定実施準備 ②判定士の受入準備 ③判定実施チーム及び班の編成、班名簿作成 ④調査区域図、判定資機材等の配付 ⑤判定士に対する判定作業の説明 ⑥判定士の健康状態の把握 ⑦判定業務の開始 ⑧判定士との連絡調整 ⑨判定結果の回収、判定支援班へ渡す ⑩判定実施記録の作成

◎：三鷹市職員 ○：応援行政職員等 ※ 判定コーディネーターの負担が大きくなる場合、判定士の班編成については、後方支援班で行うことができる。
--

③ 各年度の三鷹市実施本部名簿<様式 1>は、毎年更新する。

④ 実施本部の設置場所

実施本部は、三鷹市役所第2庁舎1階建築指導課に設置する。なお、地震による何らかの要因により施設が使用できない場合、代替施設の確保は、契約管理課に対し施設及び物品の利用のお願い<参考 17>によって依頼する。発災時、使用想定する施設は次の通りとする。

	第2庁舎使用可能な場合	第2庁舎使用不可能な場合
実施本部	建築指導課執務室	第3庁舎会議室 311、313、314 会議室のうち1室
待機・ガイダンス・集計	242、243 会議室のうち1室	第3庁舎会議室 311、313、314 会議室のうち1室
用具保管用	211 会議室	312 会議室

なお、実施本部を第2庁舎とした場合の実施本部レイアウトは<参考 18>とする。

(2) オペレーションタイプ

オペレーションタイプはタイプAとタイプBがあり、原則タイプAを選択する。

タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施

タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定を実施

(3) 判定棟数、判定実施区域、優先順位の想定

① 判定棟数の想定

東京都公表の「首都直下地震等による東京の被害想定（2022年5月25日公表）」において、三鷹市の被害が最も大きい多摩東部直下地震を基に7,500棟と想定する。

（算定式）

全壊（793棟）+半壊（2580棟）の棟数を応急危険度判定結果<様式7>による（危険+要注意）判定棟数とし、調査済判定棟数は過去の事例から全調査棟数の55%として算出した。

$(793+2580) / 0.45 = 7495 \approx 7500$ 棟 （被害想定と必要判定士数<参考3>）

② 判定実施区域の想定

東京都公表の「地震に関する地域危険度測定調査（2022年9月9日公表）」における建物倒壊危険度ランク2の区域を判定実施区域と想定する。

③ 優先順位の想定

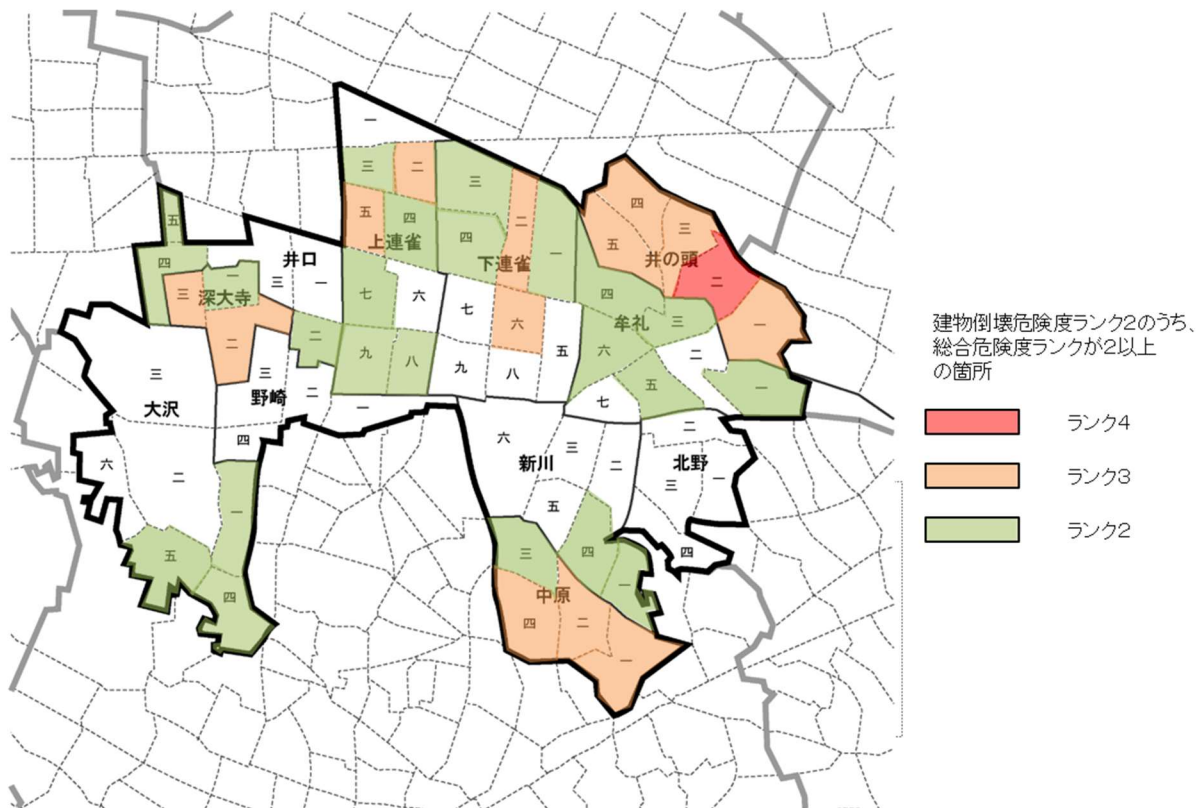
建物倒壊危険度ランク2のうち、総合危険度ランクが高い地域から優先して判定を実施することを想定する。

なお、実際の地震の際は被害情報を基に要判定区域を設定することとなるが、発災直後は被災状況の情報も少なく、判定士の参集状況が低いことも想定されるため、実施本部から近い場所を優先することも考えられる。実際は想定と被害実情を総合的に判断する。

また、危険物貯蔵庫等の周辺区域<参考 6>、土砂災害警戒区域<参考 7>・宅地造成工事規制区域<参考 8>は、被害状況に応じて判定士の安全を十分に配慮するものとし、被害情報等から判定活動が困難と実施本部が判断した場合は判定対象外とする。

地震に関する地域危険度測定調査（第9回目）（2022年9月9日公表：東京都）《抜粋》

		低い → 判定優先順位 → 高い			
		総合危険度（ランク数が大きいほど危険性が高い）			
		ラン ク 1	ラン ク 2	ラン ク 3	ラン ク 4
建物倒壊危険度 （ ランク数が大きいほど危険性が高い）	ラン ク 2	右記以外の地域	大沢一・四・五丁目	深大寺二・三丁目	井の頭二丁目
			深大寺一丁目	上連雀二・五丁目	
			上連雀三・四・七～九丁目	下連雀二・六丁目	
			下連雀一・三・四丁目	井の頭一・三・四・五丁目	
			井口二・四・五丁目	中原一・二・四丁目	
			中原三丁目		
			新川一・四丁目		
			牟礼一・三～六丁目		
ラン ク 1	上記以外の地域				



(4) 対象となる建築物の用途規模

三鷹市地域防災計画に基づき、建築物の階数は10階未満の民間住宅（戸建て住宅、共同住宅等）を対象とする。

なお、建築物の階数が10階以上の高層建築物若しくは大スパン構造、立体トラス構造、吊り構造などの特殊な建築物などは、判定対象外となることから、被災時に判定士が被災度区分判定実施のお願い<参考29>を掲示板に貼り付ける等によって、所有者に対して早期に民間建築士等による調査を実施するように要請する。

判定は木造（W造）、鉄骨造（S造）、鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）それぞれの建築物の応急危険度判定調査表<様式6>により実施する。

(5) 判定実施期間

判定実施期間は原則10日間を目安とする。（発災初日の判定準備期間を含む。）ただし、判定資機材の調達、確保できる宿泊施設の調達などの状況により、判定実施区域へ投入できる判定士数が制限されるため、やむを得ず判定実施期間を変更する場合がある。

(6) 必要判定士数【参照：震後対策編実施本部業務マニュアル第5(5)】P33

必要判定士の延べ人数は、判定対象棟数を、1チーム、1日当たり判定可能棟数と1チームの稼働日数で除し、その数を2倍（1チーム2人のため）して算定する。

（想定人数）

判定対象棟数は、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（2022年5月25日公表）」の首都直下地震（多摩東部直下地震）における三鷹市の全壊・半壊棟数の想定棟数と過去の応急危険度判定の事例から判定対象棟数は約7,500棟と試算する。被害想定と必要判定士数<参考3>

必要判定士人数（判定実働期間を9日間、判定対象建築物棟数を7,500棟とした場合）

算定条件	判定対象棟数	7,500棟
	判定実働期間	9日間
	1チームの1日当たりの判定棟数	20棟
	1チームあたり的人数	2人
必要判定士人数/日	〔判定対象棟数÷判定実働期間÷1チームの1日当たりの判定棟数×1チームあたり的人数〕 =7,500(棟)÷9(日)÷20(棟/チーム)×2(人/チーム) =84(人/日)	

※実際に発災した場合は、町丁目別10階未満の住宅用途建築物数<参考20>を基に必要判定士数を算出する。

(7) 必要判定コーディネーター数【参照：震後対策編実施本部業務マニュアル第5(7)】p33

判定コーディネーターは、判定士100名につき1名以上配置するよう選出する必要があるが、判定コーディネーターの業務量や判定実施区域が分散した場合等を考慮し、三鷹

市は原則2名以上（原則、構造担当）の配置とする。

（想定人数）必要判定コーディネーター数

$$\text{必要判定士数 } 84 \div 100 = 0.84\text{人/日} \Rightarrow 1\text{人/日} \Rightarrow 2\text{人/日}$$

(8) 地元判定士数【参照：震後対策編実施本部業務マニュアル第5(6)】p33

地元判定士 201名（うち市職員38人）（令和4年7月時点）

なお、東京都より年に2回（7月、1月）送付される地元判定士の名簿を維持更新し、常に最新の状態で保管するものとする。

(9) 地元判定コーディネーター数【参照：震後対策編実施本部業務マニュアル第5(8)】p33

地元判定コーディネーター 26名（市職員）（令和4年7月時点）

なお、東京都より年に2回（7月、1月）送付される地元判定コーディネーターの名簿を維持更新し、常に最新の状態で保管するものとする。

判定士等が不足する場合は、必要判定士数から参集可能な地元判定士を差し引いた人数を東京都に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という）に要請する。

判定士には地元判定士、応援判定士及び応援行政職員を充て、判定コーディネーターには原則として、現地の情報に精通している三鷹市建築指導課職員を充てる。

(10) 判定資機材、調査区域図

① (6)で想定した必要判定士数分の判定資機材は、元気創造プラザ5階の倉庫に備蓄している。倉庫の鍵は同階防災課に保管されている。被災建築物応急危険度判定資機材に関する備蓄状況<参考4>

② 調査区域図<参考5>は、判定資機材とともに保管している。

原則として1チームが1日に判定できる棟数（20棟）を基準とするが、1枚の調査区域図で20棟以上の棟数となり、複数日にわたって判定する調査区域もあることから、その場合は判定コーディネーターが配布する際に判定士へ説明する。

第3 判定士受入体制の確立

支援本部（東京都）からの応援判定士及び応援判定コーディネーター（以下「応援判定士等」という。）の受け入れを想定して、以下の体制整備を行う。

1 1次参集場所までの移動手段等、道路網・交通機関を予測

1次参集場所は原則、実施本部とする。

判定支援班は応援判定士の1次参集場所までの移動手段等について、利用できる道路網・交通機関の情報を災害対策本部（三鷹市）へ確認する。判定計画班はその情報を応援判定士の要請にあたり支援本部（東京都）へすみやかに応急危険度判定支援要請・回答書<様式3>にて情報提供する。

2 実施本部から判定実施区域への移動手段

実施本部から判定実施区域への移動は原則、徒歩又は自転車を利用することとする。

使用する自転車は、契約管理課へ施設及び物品の利用のお願い<参考 17>によって依頼し、確保する。

3 宿泊施設及び食事の確保

宿泊施設及び食事の確保はできていないことから、判定計画班は支援本部（東京都）に応急危険度判定支援要請・回答書<様式 3>にて支援要請を行う。

また、後方支援班は支援本部（東京都）から、宿泊施設及び食事の支援が受けられない場合は、災害対策本部（三鷹市・防災課）へ連絡し、応援判定士等の宿泊施設（三鷹市立第一中学校体育館）及び食事（災害用備蓄食）の提供について依頼する。

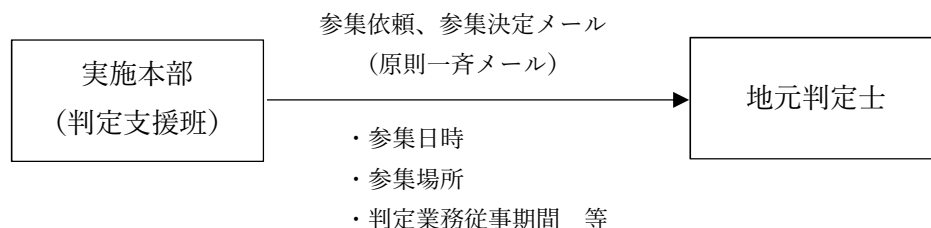
第4 判定士等への情報連絡体制

実施本部が判定実施の決定後、直ちに地元判定士に参集要請するなど、判定活動を早急に開始できる体制整備が求められるため、東京都から提供を受けている地元判定士名簿を活用して、以下の方法により参集要請を行う。

1 地元判定士への連絡方法

地元判定士への参集要請の連絡方法は一斉メールの連絡を原則とする。人数が不足する場合、電話にて要請する。

判定支援班は、地元判定士に必要な事項についてメールを行い、参集を要請する。<参考 21、22>

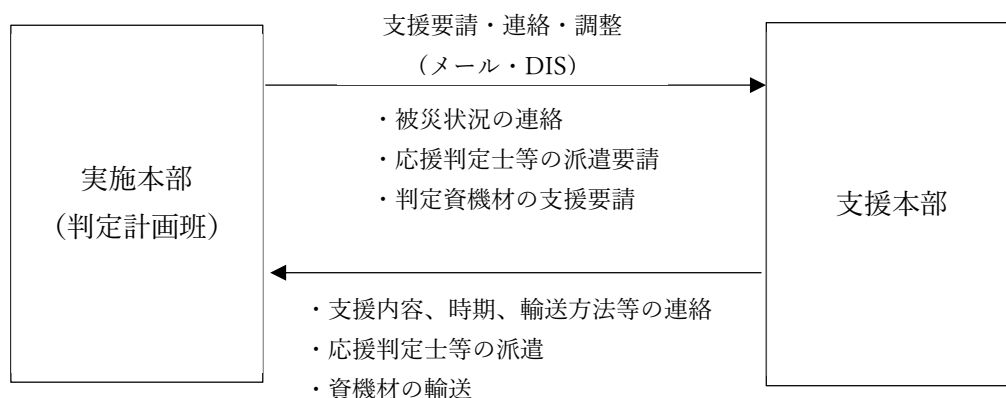


災害時における情報伝達をスムーズに行うため、連絡訓練等を実施し、実効性のある情報伝達システムを継続して確立する。

2 支援本部（東京都）への連絡方法

判定計画班は、必要に応じて支援本部（東京都）へ応援判定士・判定資機材等について支援要請を行い、併せて被災状況等の連絡・調整を応急危険度判定支援要請・回答書<様式 3>にて行う。

連絡方法は原則、メール及びDIS（災害情報システム）とする。

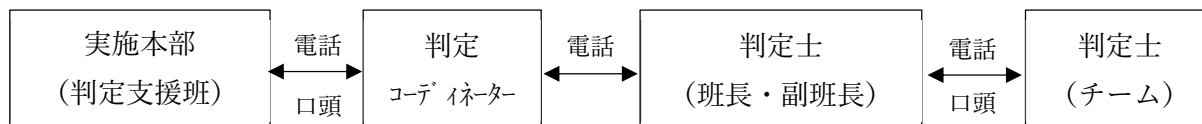


3 判定実施時の実施本部・判定コーディネーター・班長・副班長との連絡方法

判定実施時の実施本部・判定コーディネーター・班長・副班長との連絡調整を迅速に行うため、連絡体制を以下のとおりとする。

連絡方法は原則、電話とする。

なお、地元判定士に対して班長・副班長の就任依頼を応急危険度判定の経験、建築士団体・協会等の所属等を考慮し、事前にしておく。



第5 判定技術の向上等

判定技術の維持、向上のため、定期的に判定技術等に関する講習、訓練等を行う。

[判定技術の向上・連絡体制の整備]

- ・東京都が主催する連絡訓練に参加し、支援本部（東京都）と実施本部との連絡訓練を定期的に実施する。（判定計画班）
- ・市が主催する訓練（防災関係機関連携訓練等）を活用し、実施本部の設置を想定した訓練を定期的に実施する。（判定計画班を主として実施本部）
- ・円滑に判定活動を実施するため、実施本部が主体となり地元判定士を対象とした連絡会、模擬訓練、連絡訓練等を定期的に実施する。（判定支援班、判定コーディネーター）
- ・東京都が主催する判定士・判定コーディネーターの講習会を市内在住・在勤の建築士等に周知し、登録を促し、判定士等の増員を図る。（判定支援班）

第6 判定資機材の備蓄及び調査区域図の更新

1 判定資機材の更新

後方支援班は、被災建築物応急危険度判定資機材に関する備蓄状況<参考 4>を年に一度（9月頃）確認し、耐年限や劣化状況から更新が必要なものについては、次年度予算に計上し補充する。

2 調査区域図の更新

後方支援班は、調査区域図<参考 5-4>の住宅地図を3年に一度更新し、最新の情報として保管する。

判定資機材及び調査区域図保管場所：元気創造プラザ5階 応急危険度判定資機材倉庫
※鍵は同階の防災課に保管されている。

第7 情報伝達の準備

判定計画班は、三鷹市被災建築物応急危険度判定実施計画書<様式 2>や、応急危険度判定支援要請・回答書<様式 3>の記入方法等を震災時に使用できるよう日頃から準備する。

第8 判定制度のPR

判定計画班は、東京都と協力し、判定に関し多数の判定士の確保並びに災害時における判定業

務の円滑な実施のため、判定制度について普及、啓発を行い、建築士をはじめ住民の理解に努める。

建築士向け広報

- ・防災ボランティア登録制度や判定制度の講習会の案内を市ホームページに掲載し、判定制度の普及啓発や判定員登録を促す。

市民向け広報

- ・市報やホームページ等を通じて、判定制度の概要や災害時の対応を市民に周知する。また、PRパンフレットを建築指導課窓口に配架する。

第9 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度

民間判定士等が、市の参集要請に応じ判定を実施する間（移動中も含む）において、傷害等を受けた際の補償のため、保険「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」に加入する。

後方支援班は、地元判定士の参集時に作成する被災建築物応急危険度判定判定士受付簿<様式5>や応援判定士が持参する名簿等を基に、対象者を支援本部（東京都）に通知する等の補償手続きができるように日頃から準備する。【参照：別添 全国被災建築物応急危険度判定必携第3編補償制度関係 抜粋】p67

なお、この制度の保険料は、三鷹市が相応の負担をする。

第10 平時における実施本部の業務について（まとめ） <参考2>

実施本部の各班及び各人は下記の通り、平時において日頃から準備、業務を行う。

全体（建築指導課）

- ① 三鷹市災害対策本部運営・防災関係機関連携訓練へ参加【隔年：2月頃】
→防災課主催の訓練であり、その一環として実施本部の運営訓練を行う。
- ② 三鷹市被災建築物応急危険度判定士連絡会（講習・訓練）の開催【隔年：2月頃】
→三鷹市在住在勤の判定士を対象とし、連携の強化、情報の共有を目的とした連絡会を開催する。
- ③ 被災建築物応急危険度判定に係る事務研修会（建築指導課内）の開催【毎年：1月頃】
→各人が実施本部員としての役割・行動等を年に一度確認するために、各班からの報告や今後の予定等について確認する。

（想定報告内容（例））

- | | |
|-------|--|
| 判定計画班 | ・ 機関連携訓練の参加者調整
・ 判定士連絡会の開催調整
・ 東京都被災建築物応急危険度判定行政連絡会の報告
・ マニュアル更新の報告 |
| 判定支援班 | ・ 判定士数及びコーディネーター数の状況報告 |
| 後方支援班 | ・ 資機材管理更新状況の報告
・ 調査区域図更新の報告 |

- ④ 異動職員及び新任職員のコーディネーター講習・判定士講習の受講【コーディネータ講習（毎年8月頃）、判定士講習（毎年2回：9月及び11月頃）】

判定計画班・判定コーディネーター（建築安全監察係）

- ⑤ 東京都被災建築物応急危険度判定連絡訓練（都⇄市）へ参加【毎年1月頃】
→東京都主催の訓練であり、実施本部（三鷹市）と支援本部（東京都）との円滑な連絡体制を確立するために、DIS（災害情報システム）やメールを活用した連絡訓練を行う。
- ⑥ 東京都被災建築物応急危険度判定行政連絡会へ出席【毎年2回：6月及び12月頃】
→情報共有等を目的とした東京都主催の連絡会であり、会議に出席し最新情報等を建築指導課（実施本部）全体に展開する。
- ⑦ 判定コーディネーター講習受講
→判定コーディネーター講習（東京都主催）が行われるが、内容は判定計画班の業務内容と重複する部分があるため、訓練として受講する。
- ⑧ 判定制度PR HP等【随時】
→災害時の判定活動が問題なく行えるよう、日頃から応急危険度判定業務をPRする。（窓口でのリーフレットの配布やホームページへの掲載更新等）
- ⑨ 三鷹市被災建築物応急危険度判定員だよりの作成【隔年：上記②の連絡会を開催しない年】
→三鷹市被災建築物応急危険度判定士連絡会を開催しない年に、最新の情報等を「たより」として作成する。
- ⑩ 応急危険度判定マニュアル更新【毎年4月頃】
→人事異動等による実施本部名簿<様式1>の変更や最新版の全国マニュアルとの整合等、必要に応じてマニュアルの更新を行い、常に最新の内容とする。

判定支援班（審査係）

- ⑪ 判定士名簿の更新【毎年2回：7月及び1月頃】
→東京都から送付される最新の判定士名簿をもとに、三鷹市の判定士名簿を最新の状態に更新する。
- ⑫ 判定士、判定コーディネーター講習会の庁内調整【毎年7月頃】
→（判定士は9月・11月頃、判定コーディネーターは8月頃）に開催される講習会（東京都主催）への参加を庁内に促し、判定士及び判定コーディネーターの増員を図る。（都市整備部内の建築職を基本とする）
- ⑬ 判定士講習会の開催案内（HP、広報）【毎年8月頃】
→毎年9月及び11月頃に開催される判定士講習会（東京都主催）の案内をホームページ及び広報に掲載し、民間判定士の増員を図る。
- ⑭ 三鷹市被災建築物応急危険度判定員だよりの送付【隔年：上記②の連絡会を開催しない年】
→⑨で作成した「たより」を三鷹市在住在勤の判定士に送付する。メールが届くか確認訓練を兼ねている。

後方支援班（監理係）

⑮ 判定資機材の確認・更新【毎年9月頃】

→判定資機材の備蓄状況<参考4>を年に一度確認し、耐年限や劣化状況から更新が必要なものについては、次年度予算に計上し補充する。

⑯ 調査区域図の更新・差し替え【3年に一度】

→調査区域図<参考資料5-4>は、三鷹市内の全ての調査区域図を紙資料として用意している。調査区域図は住宅地図がベースとなっており、極力最新の建物状況が反映できるように3年ごとに最新版に更新（応急危険度判定システムから出力）し、紙資料を差し替える。

（現状は、令和3年度版住宅地図で1,608街区）

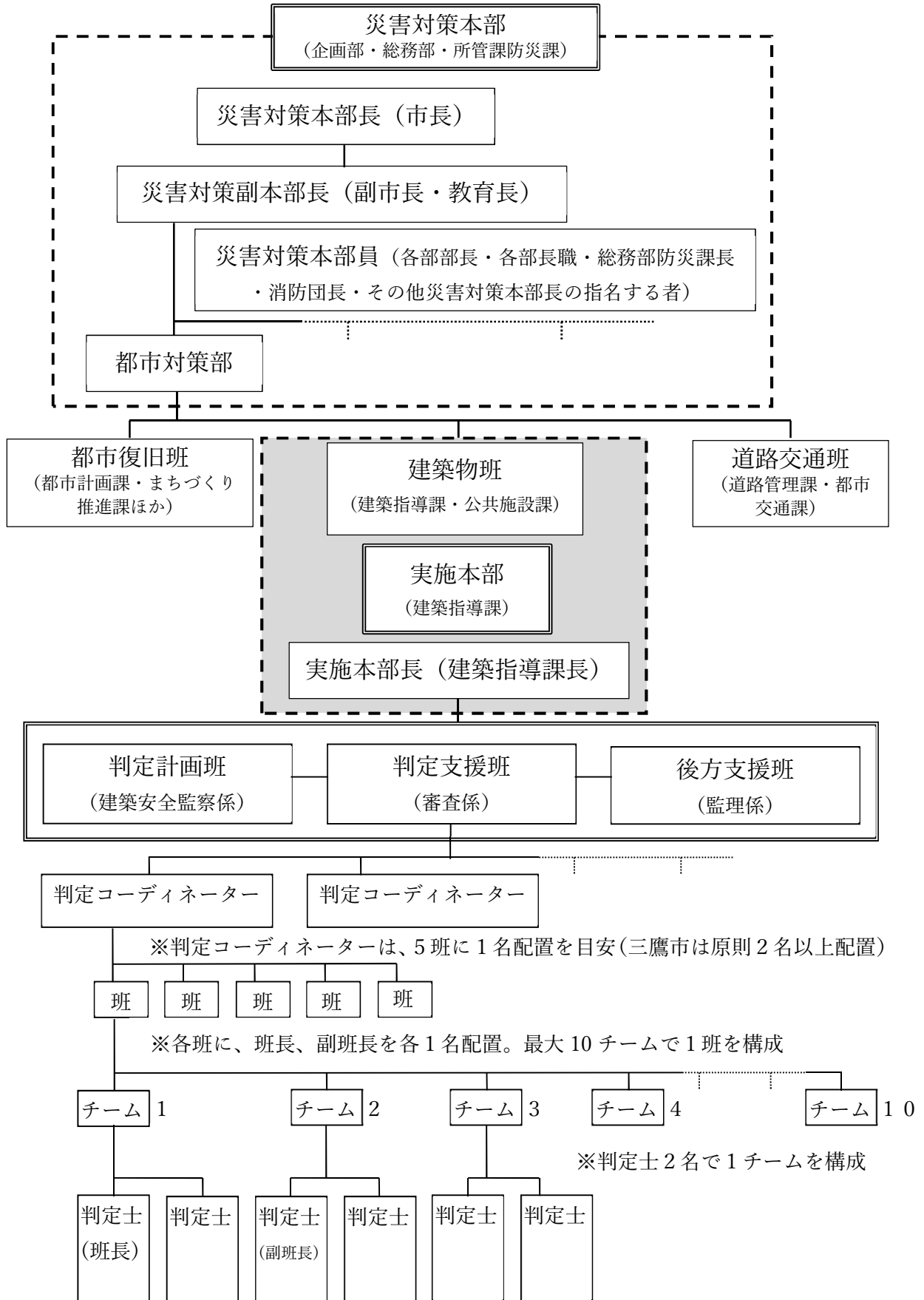
⑰ 民間判定士の補償制度手続きの習得【適宜】

→民間判定士はボランティアとして活動していただくことから、行政職員のように公務災害保険が適用できない。このため、活動にあたっては全国協議会の補償制度を適用することとなり、その手続き方について日頃から確認しておく。

震 後 対 策 編

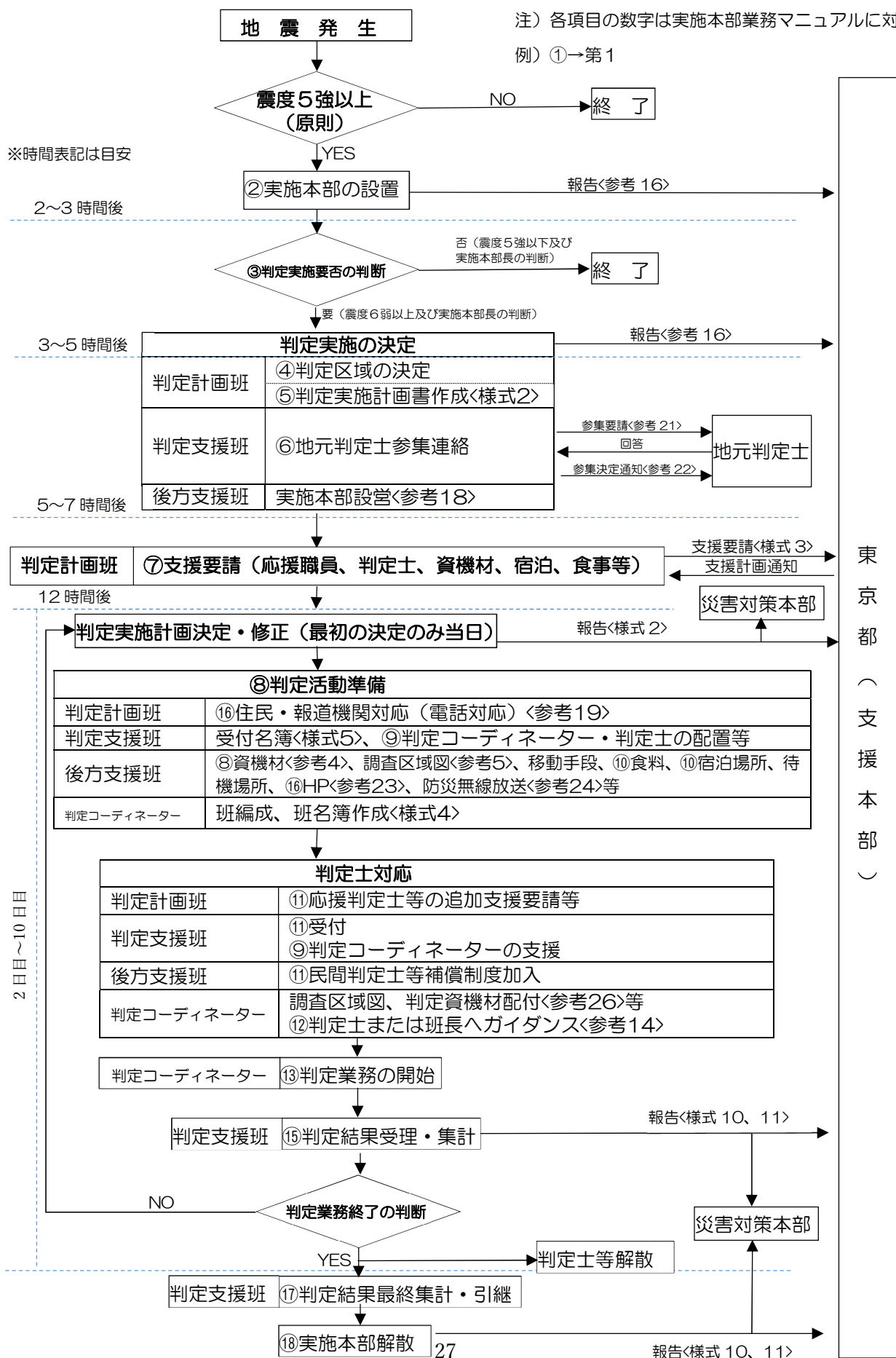
1. 実施本部業務マニュアル

組織図



実施本部作業フロー

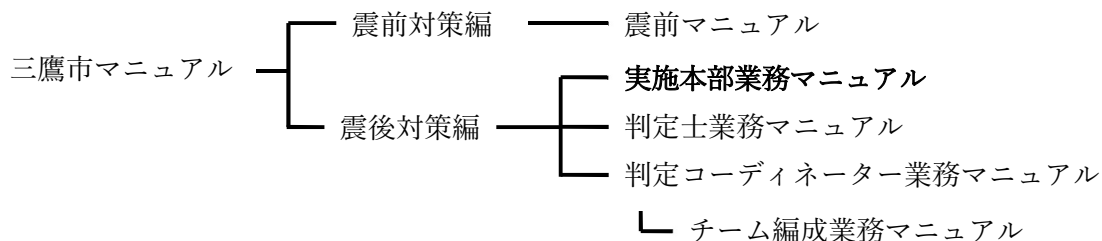
注) 各項目の数字は実施本部業務マニュアルに対応
例) ①→第1



第1 目的

- 1 このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、判定を実施する本部の業務をあらかじめ定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。
- 2 このマニュアルは、各業務マニュアルの震後対策編の一部として、市に設けられる実施本部の業務について定めるものであり、他に作成される震前対策編、震後対策編の各マニュアルと相互に補完し用いられることを前提としている。なお、全国の判定実施体制としては<参考1>となる。

三鷹市マニュアルの構成



第2 実施本部の設置

- 1 実施本部長（建築指導課長）は、あらかじめ定められた震度（震度5強以上）の地震が発生した場合、実施本部を立ち上げ、支援本部（東京都）に実施本部を設置したことを連絡する。
- 2 実施本部の業務は以下の通りである。
 - (1) 地震発生時の情報収集
 - (2) 判定実施要否の判断（第3による）
 - (3) 判定実施計画の策定（第5による）
 - (4) 実施本部体制の整備（第3による）
 - (5) 地元判定士等への参集要請（第7による）
 - (6) 応援判定士等の輸送、宿泊所の手配等（第10による）
 - (7) 判定結果の報告及びその活用（第15による）
 - (8) 実施本部業務の終了（第17による）

【解説】

- ① 実施本部長は建築指導課長とする。ただし、建築指導課長が職務に就けない場合は、三鷹市地域防災計画で定める建築物班の役職順（公共施設課長、建築指導課担当課長、公共施設課担当課長、建築指導課課長補佐、公共施設課課長補佐）で代行する。
- ② 実施本部は三鷹市役所第2庁舎1階建築指導課に設置する。ただし、地震による何らかの要因により施設が使用できない場合、後方支援班は、【参照：震前対策編震前マニュアル第2・2(1)】p14に基づき代替施設を手配する。
- ③ あらかじめ定められた震度以上の地震
地震発生直後は情報収集が困難になる可能性が高く、職員各自が情報収集を行って個別に判

断した場合、混乱を招く可能性があることから、実施本部を立ち上げる地震の規模(震度)を、あらかじめ震度5強とした。

(震度5強とした根拠:三鷹市地域防災計画において、震度5強以上の地震が発生した場合は災害対策本部(三鷹市)が自動設置されることから、実施本部の設置についても同様とした。)また、震度5弱については、被害状況により、実施本部を立ち上げるかどうかの判断を行う。

- ④ 実施本部員(建築指導課職員)は、参集時に建物被害等を確認した場合は、その場所及び状況を判定支援班に報告すること。
- ⑤ 実施本部の各業務の具体的な内容については、第3以降において定める。
- ⑥ 東京都は震度5弱以上の地震が発生した場合、各区市の実施本部の立ち上げ状況や被害状況に応じて支援本部(東京都)を立ち上げることにしている。

第3 判定実施要否の判断

- 1 震度6弱以上の場合は判定を実施する。ただし、被害状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定を実施しないこともできる。
- 2 震度5強以下の場合は、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。
- 3 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに災害対策本部(三鷹市)及び支援本部(東京都)に判定の要否を連絡する。〈参考16〉
- 4 実施本部長は、判定を実施するにあたって、実施本部の構成組織として判定計画班、判定支援班及び後方支援班を整備し、必要な人員を配置する。

【1項及び2項の解説】

- ① 従来、判定実施の要否は災害対策本部長(市長)が判断することとしていたが、災害の発生時は災害関連の様々な業務を担う災害対策本部長に判断を求めると、意思決定に時間を要し、迅速な実施が求められる本制度の趣旨になじまないことから、原則、震度に応じて判定の実施の要否を決定することとする。また、原則以外の場合についても、実施本部長の判断に基づいて、実施の要否を決定することとする。
- ② 過去の被災状況を踏まえて、震度6弱以上の地震が発生した場合、原則として判定を実施することとする。なお、被害状況の情報を参考に、震度6弱以上の地震が発生した場合であっても、判定を実施しないことも可能である。
- ③ ②の場合とは逆に、震度5強以下の場合であっても、被害状況に応じて、判定を実施することが可能である。
- ④ 被害状況の把握の方法としては、以下に示す例などが参考になる。

例)・職員による情報収集

- ・災害対策本部からの情報
- ・マスコミからの情報
- ・避難所からの情報
- ・住民からの通報

なお、実施本部は市内被害状況の現場調査を行うが、調査する区域は判定計画班が判断する。参集時に実施本部員が得た情報は事前に判定支援班へ伝達する。

【3項の解説】

- ① 判定計画班は、判定支援班から被害状況の確認を行い、判定の要否を判断した結果を災害対策本部（三鷹市）及び支援本部（東京都）へすみやかに連絡する。なお、判定の要否の判断に時間を要する場合も、その旨をすみやかに連絡する。
- ② 判定計画班から支援本部（東京都）への連絡は、震前マニュアルに基づき、Email、DIS（通じない場合は電話、FAX等）により、<参考16>等で、状況をすみやかに連絡する。
- ③ 被災規模が甚大であることなどにより、実施本部の業務を十分に執行できないことが明らかの場合、判定計画班は支援本部に対し、業務に必要な支援の要請【参照：震後対策編実施本部業務マニュアル第7】p36を行う。
- ④ 判定計画班は、判定実施の要否のほか、実施本部業務に関する情報を支援本部（東京都）に報告する。

【4項の解説】

- ① 実施本部長は、実施本部の業務を分担するため、担当班を組織する。なお、各班の業務は互いに協力して行う。
- ② 実施本部員は、参集した三鷹市職員で構成するが、他自治体からの応援行政職員等も加え、必要な人員を配置することができる（被災建築物応急危険度判定三鷹市実施本部名簿<様式1>）。なお、次に業務分担の班体制『実施本部体制（例）』を例示する。
- ③ 発災後の各班のタイムスケジュールイメージは<参考9>による。

実施本部体制（例）

実施本部	
実施本部長：建築指導課長	
業務内容	判定全般の総括、災害対策本部との連絡、調整

判定計画班（2～6名程度）	判定支援班（3～10名）	後方支援班（2～6名）
建築指導課建築安全監察係長 1名 建築指導課建築安全監察係 3名 （行政応援職員）	建築指導課審査係係長 1名 建築指導課審査係 4名 （行政応援職員）	建築指導課監理係係長 1名 建築指導課監理係 2名 （行政応援職員）
業務内容	業務内容	業務内容
①判定実施計画の作成、見直し(◎○) ・判定区域、判定実施期間、判定実施の要否、必要判定士の検討、決定、把握 ②判定実施計画の決定(◎) ③住民対応、報道機関対応(◎) ④支援本部との連絡調整(◎○) ・支援本部への連絡〔判定業務の実施、食料状況、判定結果、判定業務中止等〕 ・支援本部への要請〔応援判定士支援、輸送、宿泊先等〕（実施本部→支援本部）	①建築物の被災状況、交通規制等に関する情報収集(◎○) ②地元判定士等への参集要請(◎○) ・参集場所、参集時間、食事や移動手段、判定予定期間等(◎○) ③判定士等の受付、受入、名簿の作成、管理(◎○) ④判定コーディネーターの補助(◎○) ・判定士の班編成等 ⑤判定コーディネーターとの連絡、調整(◎○) ⑥判定結果のとりまとめ(◎○) ・判定実施区域、判定建築棟数の把握 ・判定結果の最終集計	①実施本部設営 ②調査区域図の準備 ③判定資機材の補充、準備、回収(◎○) ④食事・宿泊所の用意(◎○) ⑤判定士等の移動手段（自転車）の確保用意(◎○) ⑥広報活動（HP、防災無線放送、避難所への掲示事項の連絡）(◎○) ⑦民間判定士等補償制度事務(◎○)

判定コーディネーター	
建築指導課建築安全監察係 構造担当 2名	
業務内容	①判定実施準備 ②判定士の受入準備 ③判定実施チーム及び班の編成、班名簿作成 ④調査区域図、判定資機材等の配付 ⑤判定士に対する判定作業の説明 ⑥判定士の健康状態の把握 ⑦判定業務の開始 ⑧判定士との連絡調整 ⑨判定結果の回収、判定支援班へ渡す ⑩判定実施記録の作成

◎：三鷹市職員
○：応援行政職員等
※ 判定コーディネーターの負担が大きくなる場合、判定士の班編成については、後方支援班で行うことができる。

判定士	
建築指導課職員 公共施設課職員 判定に関する知識を有する三鷹市職員 地元判定士 応援行政職員 応援判定士	
業務内容	
班長・副班長	班長・副班長以外
①判定業務の実施 ②判定結果の集計、報告 ※特に危険と認められた被災建築物に対しては、災害対策基本法第63条（市長村長の警戒区域設定権等）に基づく措置（立入禁止 ロープの設置、使用禁止の標識設置等の警戒区域への立入制限措置）を災害対策本部長に要請することができる。（判定士⇄判定コーディネーター⇄実施本部）	
①判定コーディネーターとの連絡調整 ②判定チーム（判定士）との連絡調整 ・判定資機材の配布 ・判定業務の資料配布、作業説明 ・判定実施中の定期報告、緊急連絡 ③判定コーディネーターへ報告等 ・判定チームの業務開始の把握 ・判定チームの終了報告 ・班全体の判定結果を渡す	

第4 要判定区域、判定実施区域等の検討、決定

判定計画班は、以下の項目について検討、決定をし、被災建築物応急危険度判定実施計画書<様式2>により、その内容をすみやかに支援本部（東京都）及び災害対策本部（三鷹市）に連絡する。

- (1) 判定実施区域
- (2) 推定判定棟数
- (3) 必要判定士数
- (4) 必要判定コーディネーター数

【解説】

- ① 被害情報等をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害の大きいと予想される地域（以下「要判定区域」という。）は、震前に想定した被害想定、職員による情報収集や災害対策本部（三鷹市）からの情報、住民からの通報などの被害情報をもとに定める。ただし、発災初期は被害情報が限られることから、ある程度の推定を交えて区域設定を行うことになるが、情報量の増加に伴い、被害全体像が判明していく過程で、適宜見直していく必要がある。

判定計画班は、要判定区域の設定にあたり、すでに収集された情報では不十分な場合、あらかじめ指名された実施本部員（各班1～2名被災建築物応急危険度判定三鷹市実施本部名簿<様式1>）の調査あるいは、災害対策本部（三鷹市）、支援本部（東京都）及び国土交通省等の協力を得て、被災状況の確認を行う。
- ② 推定判定棟数は判定の必要があると見込まれる想定の数であって、実際の判定棟数ではない。発災当初は被害情報も少ないことから、収集した建物被害情報を基に「町丁目別10階未満の住宅用途建築物数<参考20>」を用いて、判定活動が必要とされる町丁目を選択し、その区域の判定見込棟数を合計して推定判定棟数とする。

なお、被害情報の増加に伴い、判定実施区域と共に適宜見直していく必要がある。
- ③ 以下のような区域については、2次災害の危険性の有無により、判定の実施の要否を判断する。
 - a 二次災害を起こす可能性がある施設がある区域
・危険物貯蔵庫等の周辺区域<参考6>
 - b がけの崩壊の可能性がある、二次災害の危険性が高い区域
（土砂災害（特別）警戒区域<参考7>、宅地造成工事規制区域<参考8>等）
 - c 周辺に火災が発生しており、延焼の可能性が高い区域
 - d 暴動が発生している区域
 - e その他2次災害の危険性のある区域
- ④ 要判定区域の設定は、被災状況により決まることとなるが、地震発生当初における情報は不十分な可能性がある。したがって、情報を待ち受けるだけではなく、積極的に災害対策本部（三鷹市）等から情報を得るようにすることが必要であり、判定支援班だけではなく、被災地の地理などに詳しい地元判定士、場合によっては他の市区町村、支援本部、国土交通省等の協力を得て、被災地の状況を調査したうえで要判定区域を決定する。
- ⑤ 要判定区域の設定は、必要判定士数の決定等に必要不可欠であり、応援判定士の要請の必要

性にも関わることから、初回の判定実施に際しては、可及的すみやか（発災後 5～7 時間後程度を目途）に設定すること。

- ⑥ 要判定区域の設定は、被災状況の追加情報があった場合や、住民からの情報提供等により必要と判断した場合には、適宜、見直しを行い、応援判定士の要請人数も見直しを行うこと。
- ⑦ 判定実施区域については、震災後の情報に応じて適切に優先順位を定め、具体的な実施スケジュールを定める必要があることから、細やかに対象区域を設定する必要がある。
- ⑧ 必要判定士数、必要判定コーディネーター数は下記式より算出する。
1日当たりの必要判定士数（人/日）＝判定対象棟数（棟）÷判定実施日数（＝9日）÷1日の判定棟数（＝20棟/チーム）×チーム人数（＝2人/チーム）
1日当たりの必要コーディネーター数＝1日の必要判定員数×1/100以上（三鷹市は原則2名以上）
- ⑨ 判定実施計画書<様式2>を見直しにより変更した場合、都度その様式にて支援本部（東京都）及び災害対策本部（三鷹市）へ報告する。

第5 判定実施計画の策定

1 判定計画班は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画書<様式2>を策定する。

(1) オペレーションタイプ

タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施（安全を確認しながら敷地内に入るが、建物内には入らない。）

タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象について、建物内に「立入り」調査を含む判定の実施

- (2) 判定実施区域及び優先順位
- (3) 対象となる建築物の用途規模
- (4) 判定実施期間
- (5) 必要判定士数
- (6) 地元判定士数・応援判定士数
- (7) 必要判定コーディネーター数
- (8) 地元判定コーディネーター数・応援判定コーディネーター数
- (9) 判定コーディネーターの配置計画
- (10) 判定資機材の数量
- (11) その他

2 第1項の(3)～(10)までについては、判定実施区域ごとに定める。

【解説】

- ① 判定計画班は、要判定区域を区分し、それぞれの区分された区域（以下「判定実施区域」という。）について、判定の実施順位や判定スケジュール等を設定する。
(1)の解説
- ② 判定の調査方法は、タイプAを標準とし、必要に応じて、タイプBを採用する。

- ③ 本マニュアルは、早期に被災建築物の使用の可否を判断する必要があるという観点から、外観調査を主体としたタイプAを前提として作成されているが、被災後短期間に判定活動に従事できると推定される判定士数及び判定に必要な資機材の量と建築物の被害状況との関係等から、オペレーションタイプを判断することになる。
- ④ タイプBは、例えば、一定の判定が終了した後、住民からの要望等により実施されることを想定している。この場合、地元判定士や三鷹市職員の判定士が本業務に従事することとする。
- ⑤ タイプBを実施する場合は、建築物への立入りにより危険が増大するため、その採用にあたっては慎重を期することとする。

(2)の解説

- ⑥ 判定実施区域及び優先順位は、【参照：震前対策編震前マニュアル第2・2(3)】p15で検討した総合危険度ランクの高い地域及び被災状況の情報を総合的に判断して決定する。なお、発災直後は被災状況の情報も少なく、判定士の参集状況も少ないことが想定されるため、その場合は、実施本部から近い判定実施区域を優先することも考えられる。実際は想定と被害実情を総合的に判断する。

(3)の解説

- ⑦ 判定建物の対象用途は、三鷹市地域防災計画に基づき、建築物の階数は10階未満の民間住宅（戸建て住宅、共同住宅等）を対象とする。なお、建築物の階数が10階以上の高層建築物若しくは、大スパン構造、立体トラス構造、吊り構造などの特殊な建築物などは、判定対象外となることから、被災時に判定士が被災度区分判定実施のお願い<参考29>を掲示板に貼り付ける等によって、所有者に対して、早期に建築士による調査を実施するように要請する。

(4)の解説

- ⑧ 判定実施期間は、原則10日間とする。（発災初日の判定準備期間を含む。）

(5)・(6)の解説

- ⑨ 判定士・判定コーディネーターに関する用語の包含関係は、次のとおりである。

判定士等				
判定士			判定コーディネーター	
地元判定士 (地元民間判定士)	応援判定士 (応援行政職員・応援民間判定士)		地元判定コーディネーター(原則、実施本部職員)	応援判定コーディネーター(原則、応援行政職員)
実施本部員				
三鷹市職員			応援行政職員等	

- ⑩ 必要判定士数の算定に当たっては、1チーム当たりの1日の判定件数を20件と想定することを基本とし、判定実施区域の地理的条件等による増減も考慮する。また、判定士2名で1チームを編成するが、判定に際して住民対応が必要となった場合等、1チームに3人以上の判定士を配置することも想定される。特に住民対応【参照：震後対策編判定士業務マニュアル第8】p47を行う場合は、地元判定士との組み合わせが望ましい。

- ⑪ 地元判定士・地元判定コーディネーター（三鷹市の職員及び三鷹市に在住・在勤する民間判定士・判定コーディネーター）が必要数に達しない場合、支援本部（東京都）に支援を要請することになる。支援本部（東京都）への支援要請を行う場合、判定実施計画における必要判定士数の全体像を伝え、地元判定士等の参集数が確定し次第、必要な応援判定士の要請人数を随時補正した判定実施計画とするなど、計画変更を行いながら実施することになる。

(7)・(8) 解説

- ⑫ 必要判定コーディネーター数

判定コーディネーターは、判定士 100 名につき 1 名以上配置するよう選出する必要がある。判定コーディネーターの業務量や判定実施区域が分散した場合等を考慮し、三鷹市は原則 2 名以上の配置とする。

- ⑬ 地元判定コーディネーターの招集について

原則、建築指導課構造担当が判定コーディネーターを務めるものとするが、構造担当が参集出来ない場合や不足する場合等は、別の建築指導課職員が務めるものとする。

更に、参集状況等により行政職員で対応できない場合は、次のとおりとする。

判定実施には、地域の建築関係団体に所属する判定士が多数従事することが想定され、当該団体との緊密な連絡・調整が求められることから、判定コーディネーターには、当該団体が推薦する建築士等を含めることが望ましい。

(9) 解説

- ⑭ 判定コーディネーターの配置計画にあつては、【参照：震後対策編実施本部業務マニュアル第 9】p37 を参照。

(11) 解説

- ⑮ 判定資機材の調達、確保できる宿泊施設の調達などの状況により、判定実施区域へ投入できる判定士数が制限されるため、やむを得ず判定実施期間を変更せざるを得ない場合も予測される。その際は優先順位の高い区域から判定し、状況に応じて判定棟数を減らすか判定期間を延長する。
- ⑯ 判定計画班は、判定実施区域外の被災建築物所有者等からの判定要請があった場合は、要請建物の被害状況やその時点での判定活動の状況、判定士数の充足度合い等を考慮して対応の可否を判断する。
- ⑰ 判定実施計画を変更する必要がある場合、実施本部長は、災害対策本部長にその旨を連絡する。
- ⑱ 一日のスケジュールは〈参考 9〉による。

第 6 地元判定士等への参集要請

判定支援班は、地元判定士等に参集日時、判定業務従事予定期間、参集場所及び参集場所までの移動手段等、必要な事項の連絡を行い、参集を要請する〈参考 21〉〈参考 22〉。なお、地元判定士にはできる限り自転車等の移動手段及び必要な食事を自ら確保して参集するよう依頼する。

【解説】

- ① 判定実施計画における必要判定士数との整合性を図り、できるだけ地元判定士等を確保する観点から、判定支援班において、原則メールで地元判定士参集依頼メール〈参考 21〉にて要請を

行う。

- ② 判定支援班は、参集する判定士に判定活動に必要な情報（必要な食事や移動手段など）を伝えるため、地元判定士参集決定メール<参考 22>を送付する。

第7 支援本部（東京都）への支援要請

- 1 判定計画班は、必要に応じて支援本部（東京都）に対して判定士、実施本部員、判定コーディネーターの派遣、判定資機材等の支援要請を応急危険度判定支援要請・回答書<様式 3>にて行う。
- 2 判定計画班は、支援内容、支援開始時期等について支援本部（東京都）へすみやかな連絡を求める。

【1項の解説】

- ① 判定計画班は、応援判定士の現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等応援判定士の参集に必要な事項を支援本部（東京都）に連絡し、応援判定士等の名簿（行政・民間別）、及び判定資機材等のリストを併せて応急危険度判定支援要請・回答書<様式 3>により要請する。
応援判定士の確保、及び派遣にあたっては、移動のための日数も考慮する必要があるため、判定計画班は可能な限り早期に、支援本部（東京都）に対する支援要請を行う必要がある。
- ② 行政職員の判定士と民間判定士においては、保険加入の必要性等など都道府県が役割として対応する事項が異なるため、両者を区分して名簿を作成する必要がある。
- ③ 知事会、姉妹都市等の災害協定等に基づく応援職員の派遣を受ける場合は、独自の指示系統に基づく判定実施によって全体の判定実施計画との齟齬をきたし、混乱を招きかねないことから、原則実施本部員に充てることとする。また、これらの応援職員の派遣を受けた場合は、その支援内容について支援本部（東京都）に連絡する。
- ④ 判定計画班は、支援要請事項を正確に伝達するため、応急危険度判定支援要請・回答書<様式 3>により要請事項を支援本部（東京都）に伝える。
- ⑤ 判定資機材等に不足が生じた場合は、不足する判定資機材等の種類、数量、必要時期等を応急危険度判定支援要請・回答書<様式 3>により支援本部（東京都）に連絡する。

【2項の解説】

- ① 支援本部（東京都）においては、支援内容により、第1次支援、第2次支援というように段階に分けて対応する場合があるため、その内容をすみやかに実施本部に連絡するよう、念のため、支援本部（東京都）に対して要請しておく。
- ② 判定計画班は、支援事項の確認後も現地の被災状況を支援本部（東京都）に随時報告し、すみやかな支援を求める。

第8 判定資機材及び自転車の手配

- 1 後方支援班は、実施本部内に必要な数量の判定資機材を運び込む。
- 2 後方支援班は、判定士が判定実施区域まで移動するための自転車を用意する。

【解説】

- ① 後方支援班は、元気創造プラザ5階倉庫に備蓄している判定資機材<参考4>を実施本部に運び込む。実施本部レイアウト想定は<参考18>。不足する場合は支援本部(東京都)に要請する。
- ② 判定士が判定活動を行う判定実施区域までの移動手段としては、徒歩若しくは自転車が有

効なため、後方支援班は契約管理課へ施設及び物品の利用のお願い<参考17>によって依頼し、自転車を用意する。

第9 判定コーディネーター及び判定士の配置

- 1 判定支援班は、判定実施計画に基づき、判定コーディネーターを配置する。
- 2 判定支援班は、判定実施区域における必要な判定人数に応じた判定士を配置する。
- 3 判定支援班は、判定コーディネーターに班を編成させる。〈様式4〉

【解説】

- ① 班は、行政・民間ごと、同一行政ごと、同一派遣元ごとを基本に編成し、現地の情報と直結している行政職員（三鷹市建築指導課構造担当）が判定コーディネーターを行うことを原則とする。判定士の班編成を夜間に行わざるを得ない場合や判定コーディネーターの負担が大きくなる場合は判定支援班において班編成を行うなど、判定支援班が判定コーディネーターを支援する。
- ② 判定コーディネーターの業務内容については、【参照：震後対策編判定コーディネーター業務マニュアル】p50による。なお、判定コーディネーターは、実施本部内において業務を行い、判定支援班と連絡を密に行う。

第10 応援判定士等の輸送、宿泊所、食料の手配等

- 1 後方支援班は、応援判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等を行う。
- 2 判定計画班は、前項に関する情報を取りまとめ、後方支援班だけでは準備が困難となる事項について、支援本部（東京都）に連絡し、支援を要請する。

【解説】

- ① 応援判定士は、3日間ごとの判定活動に従事できるように準備することを基本とする。
- ② 宿泊施設及び食事の確保はできていないことから、判定計画班は支援本部（東京都）に緊急危険度判定支援要請・回答書<様式3>にて支援要請を行う。
また、後方支援班は支援本部（東京都）から、宿泊施設及び食事の支援が受けられない場合は、災害対策本部（三鷹市・防災課）へ連絡し、応援判定士等の宿泊施設（三鷹市立第1中学校）及び食事（災害用備蓄食）の提供について依頼する。
なお、後方支援班は、必要に応じて応援判定士を宿泊先まで公用車等で輸送する。
また、確保した宿泊先に宿泊しない応援判定士等がいる場合は、判定支援班が、その宿泊先と連絡先を確認しておく。
- ③ 応援都道府県からの応援判定士等の輸送費や宿泊費、食料費に要した費用の負担については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した、【別添：全国被災建築物応急危険度判定必携第3編補償制度関係被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担ガイドライン】p67の負担区分により、三鷹市がその費用を負担する。
なお、応援行政判定士の輸送費や宿泊費、食料費は応援団体が負担することとなっている。

第11 判定士等の受入れ・名簿作成

1 判定支援班は、参集した地元判定士等の受入れを行い、被災建築物応急危険度判定士受付簿<様式5>を作成する。

なお、応援判定士等の場合、代表者が持参する名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。

2 判定計画班は、前項により要請した支援内容に対する不足が認められた場合には、その内容について速やかに支援本部（東京都）に連絡し、追加の支援を要請する。

3 後方支援班は、保険加入手続きに必要な情報などについて支援本部（東京都）に連絡する。

【解説】

- ① 地元判定士等については、その参集状況を適切に把握する必要があるため、地元判定士等が実施本部に到着した際には、まず、被災建築物応急危険度判定士受付簿<様式5>への記載を行う。
- ② 到着した応援判定士等は、(1)応援判定士等の名簿、(2)判定資機材及びリストを携行するため、応急危険度判定支援要請・回答書<様式3>と照合する。判定支援班は要請した支援内容との照合を行うとともに、差異がある場合は判定計画班に伝え、判定計画班は支援本部（東京都）に最新の情報を伝えることが必要である。
- ③ 民間判定士等については、原則として全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用する。名簿作成に当たり、記載する事項は（No.、登録番号、氏名、性別、年齢、住所、連絡先）である。後方支援班は、被災建築物応急危険度判定士受付簿<様式5>及び応援判定士の代表者が持参する名簿をもとに、『全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領』及び『同事務マニュアル』に基づき、被災建築物応急危険度判定必携第3編補償制度関係の様式3（実務としては<様式5>）に必要事項を記入し、支援本部（東京都）に名簿提出をする等の手続きを行う。
- ④ 被災建築物応急危険度判定士受付簿<様式5>の左半分は、後方支援班が使用する<補償制度マニュアルの様式3>を兼ねた様式となっている。

第12 判定調査方法等のガイダンス

判定支援班は、判定活動の開始に先立ち、判定士に対する判定調査方法等についてのガイダンスを、判定コーディネーターに行わせる。<参考14>

【解説】

- ① 判定活動は、判定士にとっても日常の業務とは異なるので、判定レベルの統一化を図るために、判定活動に先立ち、判定コーディネーターは、判定士に対し、具体的な判定方法、応急危険度判定調査表<様式6>、の記入方法等についてガイダンスを行う。
- ② 判定コーディネーターは、ガイダンスに当たっては、チームの1日の判定件数、チーム人数、被災地情報等のほか、1日の判定業務の結果の集計方法（集計結果表<様式8>）などについても説明しておく必要がある。
具体的なガイダンス内容については、【参照：震後対策編判定コーディネーター業務マニュアル】p50による。
- ③ 判定の実施期間が長期化する場合、実際の判定業務から得られた情報などを追加して説明

する。

- ④ 判定士業務マニュアル及び関係資料を各チームに配布する。

第13 判定業務の開始

判定支援班は、判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。

【解説】

判定支援班は、判定業務開始後も、余震等により新たに発生した被害を含む被害増大に対応した判定実施区域の見直し、判定実施済の建築物を対象とした再判定等の検討を行う。

第14 判定業務の中止

- 1 判定計画班は、荒天等により判定の継続が危険と判断される場合は判定コーディネーターに対して判定業務を中止するよう指示する。なお、中止の判断は、支援本部（東京都）または判定コーディネーターの意見を参考にすることができる。
- 2 判定計画班は、判定業務の中止を判断したときは、災害対策本部（三鷹市）及び支援本部（東京都）にすみやかに報告するものとする。

【1項の解説】

- ① 判定計画班は、気象情報等を収集し、大雨、暴風等、判定業務を行う上で、判定士等の生命又は身体に危険が生じるおそれがある時（警報が発令される場合など）は、判定コーディネーターから状況の報告を求め、判定業務の中止を実施本部長に具申する。
- ② 判定コーディネーターに対して意見を求める場合は、現地の気象状況や、現地で活動している判定士等の意見を踏まえて回答を行うよう、要請する。

第15 判定結果の報告及びその活用

- 1 判定支援班は、判定コーディネーターから報告を受けた当日分の判定結果を取りまとめ、被災建築物応急危険度判定調査結果入力表〈様式10〉及び被災建築物応急危険度判定集計表〈様式11〉にて支援本部（東京都）・災害対策本部（三鷹市）へ報告する。
ただし、判定結果取りまとめに時間がかかる場合、支援本部（東京都）及び災害対策本部（三鷹市）へ報告が翌日になる旨をあらかじめ連絡することで、判定結果報告を翌日に行うことができる。
なお、判定計画班は、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなどの必要な措置をとる。
- 2 実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長に要請する。

【解説】

- ① 判定計画班は、当日分の判定結果の取りまとめ及び判定活動報告書〈様式9〉を受けて、必要があれば翌日以降の判定実施計画を見直す。判定結果はチーム単位で集計を行い、集計結果表〈様式8〉にて取りまとめ、班長がその資料を集めて17時を目安に判定コーディネーターへ渡す。
- ② 被災建築物応急危険度判定調査結果入力表〈様式10〉について、当日の報告は最低限の入力（用途、構造種別、調査1、2判定、3判定、総合判定）とすることができる。

- ③ 実施本部長は、再調査等の結果を受け、特に危険と認めた被災建築物に対しては、災害対策基本法第63条（市区町村長の警戒区域設定権等）に基づく措置（立入禁止ロープの設置、使用禁止の標識設置等の警戒区域への立ち入り制限措置）を災害対策本部長に要請することができる。

第16 住民への対応

- 1 後方支援班は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、制度の内容や判定の実施状況等について広報する。
- 2 判定計画班は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。〈参考19〉

【解説】

- ① 判定実施区域及び被災地の住民にとって、避難活動の一助となる判定は重要な意味を持つため、後方支援班は判定実施について住民の理解を得られるように努める必要がある。そのために、判定活動を実施する旨を三鷹市ホームページにアップ〈参考23〉するとともに、防災無線で放送するよう災害対策本部（三鷹市）に要請する。〈参考24〉
- ② 後方支援班は、応急危険度判定と『被災度区分判定』〈参考29〉や、り災証明交付のための『住家被害認定調査』は、混同されることが多いので、これらの違いについての広報は重要であり、判定士も判定中における住民の理解を得るために、判定業務を説明した被災建築物応急危険度判定制度説明チラシ〈参考27〉を持参し、必要に応じて配布できるよう準備する。
- ③ 後方支援班は、判定結果によっては住民を避難所へ誘導することが必要となることも考えられるため、避難所の場所を案内する三鷹市防災マップ（避難所案内用）〈参考28〉を判定士が配布できるよう準備する。
- ④ 後方支援班は、避難所において、応急危険度判定活動の実施に関する情報掲示を防災課に依頼する。掲示する内容は避難所への情報提供〈参考25〉により伝達する。

第17 実施本部業務の終了

- 1 判定業務の終了は、原則、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点とする。
- 2 判定支援班は、判定結果の最終集計〈様式10・11〉や資料の整理を行う。
- 3 判定計画班は、最終集計された判定結果を、災害対策本部（三鷹市）及び支援本部（東京都）へ報告する。
- 4 判定コーディネーターは、判定実施記録〈様式12〉や資料の整理を行う。
- 5 実施本部長は、最終集計された判定結果や判定実施記録〈様式12〉を建築指導課へ引き継ぐとともに、実施本部を解散する。

【解説】

- ① 判定業務は、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点で判定実施の終了となるが、判定計画班は、あらかじめ実施本部業務の終了時期を住民に広報しておく必要がある。また、判定の進捗状況によっては判定実施計画に定める実施期間を短縮することも検討する。
- ② 発災後、10日間程度で実施本部業務を終了することを目安とするが、必要に応じて継続する。ただし、判定が長期化した場合に、り災証明の交付のための『住家被害認定調査』等と実施時

期が重複すると混乱を生じやすいため、被害認定調査等の開始時期などを参考として適宜、判定を終了する。

③ 判定結果は、判定実施日ごとに集計され災害対策本部長に報告されるが、判定実施の終了時点においては全体を最終集計し、以下の資料を作成して災害対策本部長及び支援本部長に提出する。

- a 判定実施区域図（全体区域図）
- b 判定結果集計表
- c その他資料

なお、資料の保存については、今後に備えて、実施本部が判断して行うこととする。

④ 判定は、余震等による2次災害防止のために実施されることを考えると、余震の発生がなくなることを確認して解散することも考えられるが、大規模な地震の場合は余震の発生時期が数年後まで続くなど長期化することもあり、余震が起こらなくなる時期を特定することは現実的に不可能であるため、判定実施計画に基づく一連の判定を終了した後、建築指導課に業務引き継ぎを終えた時点をもって実施本部の解散とする。

第18 実施本部解散後の対応

- 1 建築指導課は、災害対策本部（三鷹市）と連携して、必要に応じ、建築物等の所有者からの被災度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置する等適切な措置をとる。
- 2 建築指導課は、実施本部解散後においても、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部（三鷹市）に協力する。
- 3 判定結果等の関連資料等の保管は原則永年保存とし、建築指導課が行うものとする。

【解説】

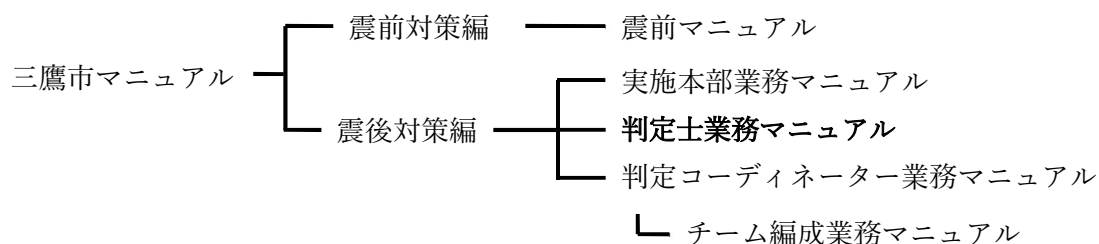
建築指導課は災害対策本部（三鷹市）と連携して、判定結果への問い合わせ等住民からの相談に応じる。

2. 判定士業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に行い余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

三鷹市マニュアルの構成



第2 判定業務の心得

1 判定士は、原則として都道府県等の要請により判定業務に従事する。

ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず所属都道府県の指示に従い行動する。

2 判定士は、判定業務を行う被災地の都道府県等が定めた業務基準を遵守し迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

【解説】

- ① 判定士は、都道府県等の要請により判定業務に従事することが原則である。自ら判定業務に従事することを希望する場合、被災地の実施本部に直接連絡すると混乱をきたす恐れがあるため、必ず所属の都道府県に連絡を行い、指示に従う。
- ② 被災地の都道府県等が決めた業務基準とは、市要綱あるいは市業務マニュアル等をいう。

第3 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部のもと以下の組織に編成される。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定士2名で構成される。

(2) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

(3) 判定コーディネーター

実施本部及び支援本部（東京都）において、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員等。判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

【解説】

- ① 実施本部内組織は、【参照：震後対策編実施本部業務マニュアル第3第3項解説の実施本部体

制（例）】 p31

- ② 判定コーディネーターは、実施本部と判定士間の橋渡しの役割を果たす。【参照：震後対策編判定コーディネーター業務マニュアル第2】 p51

第4 応急危険度判定士の参集行動基準

1 地元判定士の行動基準

地元判定士は、次のように行動する。

- (1) 被災地の市区町村より参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、判定従事期間、参集場所（一次参集場所等）及び参集場所までの移動方法の確認を行う。
- (2) 判定作業に協力するかどうかは家族、勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先ともよく相談し決める。
- (3) 判定士は、指定された参集日時、参集場所に指定された方法により移動する。なお、自転車及び昼食を持参することを原則とする。
- (4) 判定士は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
- (5) 判定士は、班長から班名簿<様式4>及び判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。伝達事項チェックリスト（班長→判定士）<参考15>を活用すること。
 - ①被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
 - ②気象情報（気温、風速、降雨等）
 - ③余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ④判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
 - ⑤被災地情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
 - ⑥出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
 - ⑦判定作業中の危険防止についての注意
- (6) 判定士は、家族及び勤務先に行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。
- (7) 判定士は、参集場所到着後は原則として実施本部の指揮下に入る。

2 応援判定士の行動基準

応援判定士は、次のように行動する。

- (1) 応援判定士は、応援都道府県等からの判定応援要請の連絡を受けた場合は参集日時、判定業務従事予定期間、及び参集場所等の確認を行う。
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうか家族、勤務先ともよく相談し決定する。
- (3) 判定作業に参加する場合は、判定活動受諾の連絡を行い、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定資機材、判定用具等の指示を受ける。
- (4) 応援判定士は、参集場所に到着後、応援都道府県等の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (5) 応援判定士は、被災地の支援本部（東京都）又は実施本部到着までの間は原則として応援都道府県等の指揮下に入る。
- (6) 被災地の支援本部（東京都）又は実施本部への移動は、原則として応援都道府県等が指定し

た方法により移動する。

(7) 応援判定士は、班長から班名簿<様式4>及び判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。

- ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
- ② 気象情報（気温、風速、降雨等）
- ③ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ④ 判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
- ⑤ 被災地情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
- ⑥ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
- ⑦ 判定作業中の危険防止についての注意

(8) 被災地の支援本部（東京都）又は実施本部到着後は、原則として支援本部（東京都）又は実施本部の指揮下に入る。

【1項の解説】

地元判定士は原則として、被災した市区町村の参集要請により参集する。地元判定士参集依頼メール参考文例<参考21>、地元判定士参集決定メール参考文例<参考22>

【2項の解説】

- ① 応援判定士の派遣は、原則として支援都道府県等の単位で行う。あらかじめ支援都道府県等の職員から代表者、副代表者を選任し、実施本部又は支援本部（東京都）到着までの統括を行う。
- ② 判定士は、実施本部到着後は実施本部が定める班構成に従う。又、判定コーディネーターからの伝達事項や、判定コーディネーターへの報告事項は、判定コーディネーターが任命した班長又は副班長が取りまとめて行う。
- ③ 指揮連絡系統を明確にするため、応援判定士の身分は実施本部又は支援本部（東京都）到着までは、支援都道府県等の指揮下に入り、到着後は支援本部（東京都）又は実施本部の指揮下に入る。

第5 持参する判定資機材等

判定士は、実施本部、支援本部（東京都）、支援都道府県等で準備する判定資機材とは別に、判定業務に必要な判定資機材を持参すること。

【解説】

- ① 判定士自ら用意する判定資機材としては、登録証、判定士手帳、ヘルメット、筆記用具、コンベックス、軍手、マスク、ナップサック、携帯電話等が考えられ、又、被災地の状況により生活必需品として、雨具、防寒着、水筒、寝袋、常備薬等の準備も必要と考えられる。
- ② 判定資機材として実施本部、支援本部（東京都）、応援都道府県等で準備する物は、腕章、判定調査表、判定ステッカー、ヘルメット用シール、判定調査区域図、ガムテープ、下げ振り、クラックスケール、バインダー等を活動時の配布資機材<参考26>の通り準備している。

第6 応急危険度判定の実施

- 1 判定作業は、判定コーディネーターが各班長に指示し、各班長が各判定士に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。〈参考14、15〉
- 2 判定士は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておく。
- 3 判定実施区域〈参考5〉への移動は、実施本部または自ら用意した輸送手段により移動する。
- 4 判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別出来るようにする。
- 5 判定作業は、原則として2人1組で行う。
- 6 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
- 7 緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）、判定における疑問等については、班長を通じ携帯等で判定コーディネーターの指示をあおぐ。
- 8 判定作業は、迅速かつ誠実にいき被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。
- 9 判定結果については、判断根拠を随時建築物ごとに記録する。
- 10 班長は定期連絡として、正午及び判定活動終了後に判定コーディネーターへ電話を用いて班の状況（班員の体調、判定の進捗）等について報告する。
- 11 判定士は判定作業終了後、実施本部に戻り、自らのチームが判定した判定結果を集計結果表〈様式8〉を用いて集計する。その後班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等は判定活動報告書〈様式9〉にて報告する。
- 12 班長は、各判定士から判定結果等の報告受け次第、応急危険度判定調査表〈様式6〉及び集計結果表〈様式8〉を回収し、判定コーディネーターに集計結果の報告を行う。その際に判定活動報告書〈様式9〉も提出する。又、判定結果の中で特に注意が必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。
- 13 応援判定士は、原則として実施本部又は支援本部（東京都）で準備した宿泊施設に宿泊する。また、地元判定士は自宅に戻ることを原則とする。判定士は翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受ける。

【解説】

- ① 判定作業の指示伝達、報告等は連絡の一本化を図るため、必ず班長又は副班長に行う。
- ② 判定作業中及び移動中においても、判定士としての責任と被災地の住民から大きな期待を掛けられていることを認識し、誠意を持って行動する。
- ③ 判定作業は、応急危険度判定調査表〈様式6〉により実施する。
- ④ 判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物については、判定活動報告書〈様式9〉にて、判定結果報告時に班長に報告する。
- ⑤ 判定作業終了後、判定結果を報告すると共に、異常が無くても必ずチーム員相互の健康状態も報告する。
- ⑥ 判定結果についてどの様な根拠で判断したかを必ず記録しておくことは、応急危険度判定調査表〈様式6〉だけでは判断がつかかねる場合もあり、その場合の判断は建築士としての知識、経験に委ねられる部分が多分に有る。そのため、判断の根拠を記録する必要があり又、所有者からの問い合わせ等に対する説明資料になる。

- ⑦ 各判定士の行った判定結果の集計は集計結果表<様式 8>を用いて各チームで行い、班長が回収して判定コーディネーターに報告する。その際、各班長は、判定士から特に注意を必要と報告された被災建築物について、判定結果以上により強力な立ち入り禁止等の措置が必要な場合は、その旨を判定活動報告書<様式 9>を用い判定コーディネーターに具申する。

第7 判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの応急危険度判定結果（ステッカー）<様式7>を貼ることとする。

応急危険度判定結果（ステッカー）<様式7>には、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記することとする。

【解説】

- ① 応急危険度判定結果（ステッカー）<様式 7>を貼る場所は、建築物の居住者・利用者だけでなく、建築物付近を通行する歩行者等にも識別できる場所とし、場合によっては、建築物とブロック塀で判定結果が異なる等、複数の箇所に貼ることもある。
- ② 応急危険度判定結果（ステッカー）<様式 7>には、例えば落下物を除去することで判定が変更になるような場合の対処方法及び注意事項等の記入を行う。特に「要注意」の判定をした場合は、必ず記入する。

第8 住民対応及びマスコミ対応

1 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した被災建築物応急危険度判定制度説明チラシ<参考27>を持参し、必要に応じて配布する。

2 所有者（又は住居者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等が合った場合には、適切に回答するものとする。

3 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧にお断りしすみやかにその場を離れる。

4 判定に際して、所有者（又は住居者等）の理解を得られなかった場合、応急危険度判定結果（ステッカー）<様式7>を貼らずに、判定調査表にその旨の記録のみ残す。（剥がされた場合も同様）

5 マスコミからの問い合わせについては、実施本部に問い合わせるように伝える。

【解説】

調査中の携帯電話の使用や写真撮影は、被災者に十分配慮するものとする。

【1項の解説】

- ① 判定に対する住民の理解を得るために、実施本部において広報活動を行うとともに、被災地においては、判定士自らが住民に対し判定に対する理解を求めていく必要もある。
- また、住民から判定実施状況等についての質問を受ける場合もあることから、判定士は実施本部の方針を把握し、答えられるようにしておく必要がある。
- ② 応急危険度判定と『被災度区分判定』<参考 29>や、り災証明交付のための『住家被害認定調査』は、混同されることが多いので、これらの違いについての広報は重要であり、判定士も判定中における住民の理解を得るために、判定業務を説明した被災建築物応急危険度判定制度説明チラシ<参考 27>を持参し、必要に応じて配布する。

- ③ 判定結果によっては住民を避難所へ誘導することが必要となることも考えられるため、避難所の場所を案内する三鷹市防災マップ（避難所案内用）＜参考 28＞を配布する。

【2項の解説】

- ① 判定士は住民が在宅の場合は、誠意をもって質問に回答する。

○質疑応答の例

（緑の表示で）「この建物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか？」と聞かれた場合。

（答え）建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用して下さい。また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理して下さい。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話して下さい。

（黄の表示で）「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

（答え）（技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し）建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容にしたがって、十分注意してください。（特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。）

〇〇丁目の〇〇体育館を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用下さい。

（赤の表示で）「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

（答え）建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになると危険です。是非、市の担当部局（〇〇日以降は、災害対策本部）にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。

また、〇〇丁目の〇〇体育館を避難場所として用意していますので、早急に避難して下さい。

住民から、「何をしているか？」との問い合わせがあった場合。

（答え）（応急危険度判定士登録証を提示し又、判定に係わるパンフレットを渡しながら）私たちは三鷹市の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建物の安全性（危険性）を判定しているところです。

（黄や赤の内容を見て）「言うことを聞かなければならないのか？」あるいは、「強制力はあるのか？」と問われた場合

（答え）これらは、技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民のみなさんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

【3項の解説】

- ① 被災地の住民又は建築物所有者の対応については、誠意を持って行うこと。
- ② 実施本部の計画した判定実施区域以外の建物や対象外の用途の建築物所有者から、判定を頼まれた場合は、実施本部の指示がない旨を述べて断ること。

【5項の解説】

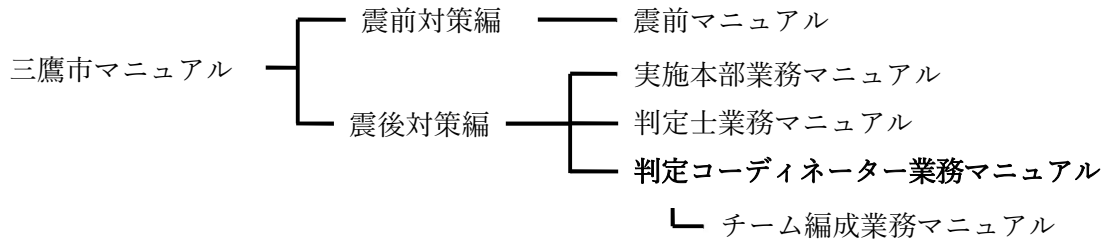
- ① 現場でマスコミからの問い合わせがあった場合は、実施本部に問い合わせをするよう指示を受けている旨を説明し、実施本部（判定計画班）の連絡先（0422-29-9745）を教えること。
- ② 住民対応及びマスコミ対応について疑問等がある場合は、事前に判定コーディネーターに確認しておくこと。

3. 判定コードインテータ業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、被災した市区町村が立ち上げた実施本部及び判定拠点において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う判定コーディネーターの業務について定めるものである。

三鷹市マニュアルの構成



【解説】

三鷹市は、実施本部と判定拠点を同一場所としている。

第2 判定コーディネーターの業務は、以下の通りである。

- (1)判定実施準備
- (2)判定士の受け入れ準備
- (3)判定実施チーム及び班の編成
- (4)調査区域図、判定資機材等の配付
- (5)判定士に対する判定作業の説明
- (6)判定士の健康状況の把握
- (7)判定業務の開始
- (8)判定士との連絡調整
- (9)判定結果の回収、判定実施記録の作成

【解説】

- ① 判定コーディネーターは、原則実施本部員のうちから実施本部長が指名する。不足する場合は、応援行政職員又は判定業務に精通した地域の建築関係団体等に所属する判定士等の中から実施本部が決定する。
- ② 判定コーディネーターは、判定支援班の指示を受け、判定士が円滑に判定活動できるよう心掛ける。
- ③ 判定コーディネーターは、原則として実施本部の業務及び判定活動を行わない。

第3 判定実施準備

判定コーディネーターは、判定計画班が策定した判定実施計画に基づき、判定支援班と協力して、判定業務に必要な資料の作成、及び判定実施区域を各班ごとに配分するとともに、チームごとの判定実施区域を設定する等の準備を行う。

【解説】

判定コーディネーターは、判定支援班が準備した資料を班ごとに配分できるよう準備する。なお、数量等は【参照：震後対策編判定コーディネーター業務マニュアル第4】p52 による。(班は最大10チームで、1チームは原則、判定士2名)

第4 判定士の受け入れ準備

判定コーディネーターは、判定実施計画に基づき判定開始日の前日までに、後方支援班に判定資機材等を依頼し、必要数量を確保する。

1 判定資機材の確認

活動時の配布資機材<参考26>によるチェックを行い、不足するものがある場合には、後方支援班と協力して補充する。

2 判定士の移動手段の確保

判定コーディネーターは、判定士の担当する判定実施区域までの移動手段とするために、後方支援班と協力して自転車等を確保するものとする。

【解説】

- ① 後方支援班が作成・準備した判定資機材等を班ごとに配布準備する。
- ② 調査区ごとに必要な構造種別(W, S, RC)ごとの応急危険度判定調査表<様式6>を準備すること。
- ③ 調査区ごとに必要と想定される応急危険度判定結果(ステッカー)<様式7>(赤, 黄, 緑)を準備すること。(被害の程度によるが、次の目安で設定し各々2~3割多めに準備すること。)

[判定ステッカーの必要枚数/1チームの1日分]

赤(危険) : 建築物棟数の1~2割 $\times 1.3 = 20\text{棟} \times 0.2 \times 1.3 = 5.3 \rightarrow 10\text{枚}$

黄(要注意) : 〃 2~3割 $\times 1.3 = 20\text{棟} \times 0.3 \times 1.3 = 7.8 \rightarrow 10\text{枚}$

緑(調査済) : 〃 6割 $\times 1.3 = 20\text{棟} \times 0.6 \times 1.3 = 15.6 \rightarrow 20\text{枚}$

- ④ 調査区域図<参考5>を後方支援班と協力し、平時に準備すること。1チーム1セット。
- ⑤ 被災建築物応急危険度判定制度説明チラシ<参考27>を準備すること。判定予定棟数の2~3割多めに準備する。

判定予定棟数の2~3割 $= 20\text{棟} \times 1.3 = 26 \rightarrow 30\text{枚}$

また、三鷹市防災マップ<参考28>は応急危険度判定結果(ステッカー)<様式7>赤・黄の枚数(20枚)程度、被災度区分判定実施のお願い<参考29>は10枚程度準備すること。

- ⑥ ガムテープは、応急危険度判定結果(ステッカー)<様式7>を調査建築物に貼る場合に必要なものであるため、判定士1チームに1個の割合で準備する。ただし、塗装面やガラスフィルム面には貼らない等注意喚起する。
- ⑦ 携帯電話が使用できる環境では、判定コーディネーターと判定士チームの連絡手段として有効であるため、判定作業中に連絡がとれる携帯電話番号を登録してもらう。併せて、判定コ

ーディネーターが使用する電話番号も周知し、問い合わせ等が受けられるようにする。

- ⑧ 下げ振り、クラックスケール及び筆記用具等、本来は応援都道府県及び判定士が準備すべき判定資機材についても準備しておくこと。

第5 判定実施チーム及び班の編成

判定コーディネーターは、チーム編成業務マニュアルに基づき、判定チーム及び班について班名簿<様式4>を用いて編成を行い、班ごとに班長、副班長を任命する。

【解説】

チーム編成については、地元判定士の場合、判定経験の有無等を考慮し、経験者を多くのチームに振り分ける。また応援判定士については、応援都道府県ごとに班、チーム及びチームリーダー等が決められている場合があるため、判定実施区域の配分に考慮する。

第6 判定資機材等の配付

判定コーディネーターは、必要に応じて以下にあげる判定資機材等を班長、副班長を通じて各判定チームに配付するものとする。

- (1)担当判定実施区域全体の地図〈参考 5-1～3〉
- (2)担当調査区域図〈参考 5-4〉
- (3)活動時の配布資機材<様式 7><参考 26、27、29>
- (4)被災地情報（避難所の位置<参考 28>、火災発生地区、被災者への情報等）
- (5)判定実施留保区域情報〈参考 6～8〉
- (6)判定調査表、判定集計表等<様式 6、8、9>
- (7)伝達事項チェックリスト（班長→判定士）〈参考 15〉
- (8)昼食
- (9)その他

【解説】

- ① 担当判定実施区域全体の地図〈参考 5-1～3〉は、判定チームが判定実施区域への移動の際に使用するものである。
- ② 調査区域図〈参考 5-4〉には、調査対象建築物と判定調査表を一致させるために判定士が判定する建物に対して付番をして、判定調査表と合せて回収する。
なお、原則として1チームが1日に判定できる棟数（20棟）を基準とするが、1枚の調査区域図で20棟以上の棟数となり、複数日にわたって判定する調査区域もあることから、その場合は判定コーディネーターが配付する際に判定士へ説明する。
- ③ 以下のような区域については、被災地内において判定士が判定業務を実施するのに危険であることを想定している。
 - a 二次災害を起こす可能性がある施設がある区域

- ・危険物貯蔵庫等の周辺区域<参考 6>
 - b がけの崩壊の可能性がある、二次災害の危険性が高い区域
(土砂災害(特別)警戒区域<参考 7>、宅地造成工事規制区域<参考 8>等)
 - c 周辺に火災が発生しており、延焼の可能性が高い区域
 - d 暴動が発生している区域
 - e その他
- ④ 判定コーディネーターは、判定の実施にあたって事前に用意した住民へ周知するためのパンフレット等をあわせて配付する。<参考 27～29>
- ⑤ 判定コーディネーターは後方支援班と協力して、実施本部で昼食を用意した場合、判定士に配付する。
- ⑥ 携帯電話は判定士個人で準備する。なお、調査中の携帯電話の使用や写真撮影は、被災者に十分配慮するよう伝える。

第7 判定作業の説明

1 判定コーディネーターは、班長、副班長に対して作業開始前に以下の内容を説明する。なお、招集された判定士の人数によっては直接判定士に対しても説明をする。

- (1)担当する判定実施区域
- (2)判定実施方法(外観調査のみなのか、内観も含めて実施するのか。等)
- (3)被災地の状況(危険区域、火災発生地区、救助活動区域等)
- (4)気象状況(気温、風速、降雨等)
- (5)余震情報(余震の震度、頻度、区域等)
- (6)被災地情報(避難所の位置、被災者への情報等)
- (7)出発時間、担当する判定実施区域への移動手段、集合時間、集合場所
- (8)定時の連絡方法及び連絡先
- (9)住民対応
- (10)その他

【解説】

- ① 判定コーディネーターは、判定にあたって特に以下の点に注意するよう指示する。伝達事項チェックリスト<参考 14>を活用すること。
- ・判定は判定調査表に基づき、客観的に実施すること。(→安全側で判定をする傾向にあるため。)
 - ・判定作業は、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしないこと。
 - ・住民とトラブルを起こさないこと。(→住民から質問があった場合は、誠実に回答する。代表的な質疑応答は、【参照：震後対策編判定士業務マニュアル第8】p47による。)
 - ・判定結果はチームごとに集計し、集計結果表<様式 8>をその日のうちに班長に報告する

こと。班長は班全体の集計結果表<様式 8>を回収し、判定コーディネーターに報告すること。その際に併せて判定活動報告書<様式 9>の提出も受ける。

- ② 判定終了後の集合場所、時間の連絡には、遅参の場合の対応も含め指示する。

《集合場所への遅参は以下の様な場合が想定される》

- ・判定中に事故に遭遇
- ・被災者とのトラブル
- ・判定の区切りがつかない（調査建築物が大規模等）

- ③ 緊急の連絡が必要な場合に備え、実施本部への定時の連絡方法について指示する。

- ・定時連絡時間：中間（12時頃）、判定終了時（15時頃）

第8 判定業務の開始

判定コーディネーターは、実施本部長の指示により、各班長に対して実施本部が指示した移動手段を用いて担当する判定実施区域に移動し、判定業務に従事するよう指示する。

【解説】

- ① 移動手段は、徒歩、自転車とする。
- ② 判定コーディネーターは、効率的な判定業務を行うため、準備が完了した班から順次担当する判定実施区域へ移動してもらうこととする。

第9 判定結果の取りまとめ、判定実施記録の作成

1 判定コーディネーターは、班長、副班長からチームごとに集計した判定結果表<様式 8>の報告を受け、判定業務当日分の判定結果を取りまとめ、判定活動報告書<様式 9>と併せ、判定支援班に報告する。

2 判定コーディネーターは、判定結果の報告の中で、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について、班長、副班長から聴取した内容に基づき、実施本部員と協議の上、現地を再調査するなど実施本部の指示を受ける。

3 判定コーディネーターは、被災建築物応急危険度判定調査結果入力表<様式 10>及び被災建築物応急危険度判定集計表<様式 11>を受けて、判定実施記録<様式 12>を作成する。

【解説】

- ① 判定コーディネーターは後方支援班と協力して、判定結果表<様式 8>の報告を受けると共に、活動最終日の判定終了後に配布した判定資機材等の回収を行う。
- ② 判定コーディネーターは、危険と判定された建築物で周辺の立入禁止や避難勧告等の措置が必要と思われるものなど、特記すべき事項について班長、副班長から聴取する。
また、翌日以降の判定活動や補償の関係上、判定士の判定活動中のけがや健康状態について併せて聴取し、判定活動報告書<様式 9>を提出する。
- ③ 判定コーディネーターは、当日の判定結果資料を班長から回収し、判定支援班へ提出する。また、翌日の班編成を踏まえた担当調査区域図を用意する。
- ④ 判定実施記録<様式 12>とは判定実施計画についての報告書のことを指し、発災後に実施

本部の行動を記録し、次回の実施本部活動に活かすために残すものである。

第 10 判定業務の中止

荒天等により判定の実施が危険と判断される場合は、判定計画班に対して状況を報告し、判定実施可否について指示を受ける。

【解説】

実施本部長は、気象情報等を収集し、大雨、暴風等、判定業務を行う上で、危険が生じる恐れがある時は、必要に応じて判定コーディネーターから報告を求めて判定業務の中止を判断する。

第 11 業務の終了

判定コーディネーターの業務は、実施本部の解散をもって終了とする。

【解説】

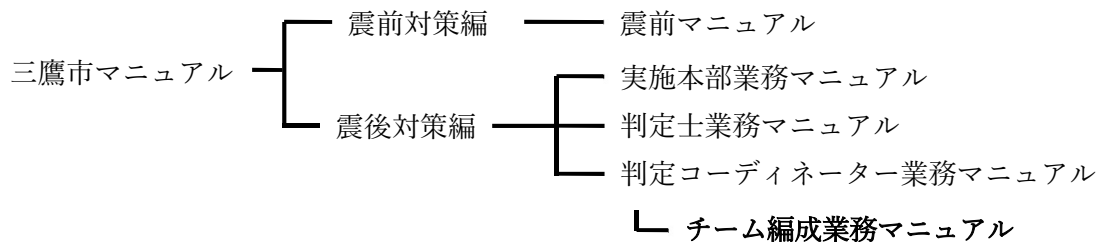
判定コーディネーターの業務は、判定実施が終了し、判定結果の集計、資料作成等の実施本部の業務が終了し解散された時点で、終了するものとする。

4. チーム編成業務マニュアル

第1 目的

- 1 このマニュアルは、実施本部に設置される判定コーディネーターの業務のうち、チーム編成に係る部分について定めるものである。
- 2 このマニュアルは、判定コーディネーター業務マニュアルの一部として、実施本部業務マニュアルと補完し用いられることを前提としている。

三鷹市マニュアルの構成



第2 判定士の組織編成

判定コーディネーターは、チーム及び班の編成を行う。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定士2名で構成される。

(2) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

(3) 判定コーディネーター

実施本部において、判定実施のために判定士の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者等。判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

【解説】

- ① 判定コーディネーターは、実施本部と判定士間の橋渡しの役割を果たす者である。一人の人間が掌握でき、指揮連絡が適切に行えるのは10名が限度とされている。このため、一人の判定コーディネーターが5班の班長、副班長（10名）を束ねることとした。したがって判定士は最大100名となる。三鷹市は原則2名以上配置することとしている。
- ② 判定コーディネーターは、震災直後の混乱の中で、1名で大勢の判定士の対応をすることが難しい場合には、状況に応じて複数名体制とすることも有効である。
- ③ 被災地における判定活動は班ごとの行動が基本となるため、チーム編成を考える上では、移動手段も考慮した班の編成までを考慮する必要がある。

第3 判定士の振り分け

各判定コーディネーターは協力して、参集した判定士を三鷹市被災建築物応急危険度判定実施計画書<様式2>及び被災建築物応急危険度判定士受付簿<様式5>に基づき、100名以内ごとのグループに振り分ける。

【解説】

応援判定士の班編成は、班内の連携・協力が期待できるよう応援都道府県に委ねる。

第4 チーム編成の実務

判定コーディネーターは、実施本部において策定した三鷹市被災建築物応急危険度判定実施計画書<様式2>及び被災建築物応急危険度判定士受付簿<様式5>により、以下の事項を確認してチームを編成する。

- (1)活動可能日
- (2)年齢
- (3)被災地の地理に関する知識の有無
- (4)判定経験の有無
- (5)専門分野（建築士免許の種類等）
- (6)その他、判定士の申し出事項

【解説】

チーム編成には、様々なパターンが考えられるが、下記にいくつか記す。ただし、事例にとらわれず各判定コーディネーターは、それぞれの場合に最適な方法でチーム編成を行うこと。

- ① 判定実施期間が長期となる場合は、判定士の活動可能日を考慮する。例えば、活動可能日が同じ判定士をチームとする等。なお、地元判定士以外の応援判定士は、応援都道府県ごとに判定活動を行うため、通常、判定実施期間は同じ期間になる。
- ② 判定士の健康状態や年齢を考慮する。被災地では、公共交通機関が使用できない可能性があり、判定地区への移動は徒歩及び自転車等で行うことが予想されるため、遠距離の判定実施区域を担当するチームは、年齢の若い判定士によるチームとする等。
- ③ 判定実施区域の地理的条件等により1チーム当たりの1日の判定件数の増減も考慮する。また、判定に際して被災宅地危険度判定を併せて行う場合や住民対応が必要となった場合等、3人以上にチームを増員する必要もある。特に住民対応を行う場合は、地元判定士との組み合わせが望ましい。
- ④ 出来る限り判定経験者と未経験者のチームを編成するよう考慮する。
- ⑤ 判定対象建築物の規模構造等の明確な場合は、建築に関する知識の程度や、得意分野（木造又はRCの専門等）等を考慮して、チーム編成を行う必要がある。

※例えば、木造密集地域等の判定を行うチームは、木造・2級建築士によるチームとし、都市部における判定は、1級建築士によるチームとする等

第5 班編成の実務

判定コーディネーターは、各チームの特性及び判定実施地域や判定対象建築物等の特性を考慮し最大10チームを1班とし、班長・副班長を任命する。

【解説】

判定コーディネーターは、班の代表者である班長及び班長の補助あるいは代理を行う副代表者である副班長を任命する。

第6 チームの再編成

- 1 判定コーディネーターは、判定実施計画等の変更により現状のチーム編成では支障が生じる場合には速やかにチームの再編成を行う。
- 2 班長は、その班に属するチームの状況を常に把握し、現状のチームの編成が判定活動に支障等及ぼすと判断される場合は、判定コーディネーターに再編成を具申する。

【解説】

- ① 判定の進捗状況や余震等の被災地の状況により、判定実施計画を変更する可能性があるため、その際には、チーム編成をやり直す必要がある。
- ② 班長はチームの状況を絶えず把握し、チームの状況が悪くないと判断できる場合には、判定活動に支障を来す可能性があるため速やかに判定コーディネーターに報告すると共に再編成を具申する。

用語

本マニュアルにおいて下記の用語を次のとおり定義する。

《ア行》

○応援行政職員

三鷹市以外の市区町村、及び他都道府県の行政職員で、実施本部員又は判定コーディネーター等として従事する。

○応援判定士

三鷹市以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定士をいう。

○応援判定コーディネーター

三鷹市以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定コーディネーターをいう。

○応援判定士等

応援判定士及び応援判定コーディネーターを総称して「応援判定士等」という。

○オペレーションタイプ

実施本部が、判定実施にあたり災害規模に応じ、判定実施区域の状況、動員可能となる判定士、判定コーディネーターの数、判定実施期間等を考慮の上決定する判定方法。オペレーションタイプは、タイプAとタイプBとがある。

《サ行》

○災害対策本部

三鷹市災害対策本部を略して単に「災害対策本部」という。

「災害対策本部」とは、災害が発生した際の総合的な対応、指揮をするため、三鷹市に設置される本部をいう。

担当部署課：総務部防災課、安全安心課、相談・情報課、選挙管理委員会事務局

設置位置：元気創造プラザ

電話番号：0422-24-9102

○支援本部

被災建築物応急危険度判定支援本部を略して単に「支援本部」という。

「支援本部」とは、判定の実施を支援するために、都道府県に設置される本部をいう。三鷹市においては東京都をいう。

「全国支援本部」は、国土交通省に設置される本部をいう。

○実施本部

被災建築物応急危険度判定実施本部を略して単に「実施本部」という。

「実施本部」とは、三鷹市災害対策本部の下に組織される判定を実施するために三鷹市に設けられる判定を行うための実施本部をいう。

○実施本部長

実施本部において、実施本部の業務を行う行政職員をいう。体制は、業務分ごとに班で対応し、判定実施計画等の業務を受け持つ判定計画班、判定士等の名簿作成・連絡調整及び判定結果等の関係を受け持つ判定支援班及び判定士の宿泊・食事・移動手段、資機材関係の資料作成等の業務を受け持つ後方支援班の3班体制としている。【参照：震後対策編実施本部業務マニュアル第3解説】p31

○実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長を略して単に「実施本部長」という。
「実施本部長」には、建築指導課長をあてる。

○実施本部等

実施本部及び判定拠点を総称して「実施本部等」という。三鷹市は同一場所としている。

○地元判定コーディネーター

三鷹市に在住・在勤する民間判定コーディネーターのことをいう。なお三鷹市では、判定コーディネーターは原則三鷹市職員が行う。

○地元判定士

三鷹市に在住・在勤する民間判定士をいう。

○地元判定士等

地元判定士及び地元判定コーディネーターを総称して「地元判定士等」という。

○全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会を略して単に「全国協議会」という。

「全国協議会」とは、大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定の実施をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要があり、これらの中心的な担い手として国土交通省及び都道府県、建築関係団体が発起人となり、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって平成8年4月5日に設立された。

○全国要綱

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた被災建築物応急危険度判定要綱を略して単に「全国要綱」という。

「全国要綱」とは、平成7年3月29日建設省住防発第10号の通達を実施するために、全国協議会が中心となり策定された。

○総合危険度

東京都が公表している「地震に関する地域危険度測定調査」における建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を総合的に判断して危険度の度合いを判断したもの。ランク1から5まであり、数値が大きいほど危険度が高い。三鷹市にはランク1～4がある。

《タ行》

○宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴うがけ崩れや土砂流出による災害防止のため、宅地造成に伴い災害のおそれ大きい土地の区域。

※宅地造成工事規制区域（昭和 38 年 11 月東京都指定）

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都知事が指定する宅地造成工事規制区域が市内に 2 箇所ある。（所管：東京都多摩建築指導事務所）

○建物倒壊危険度

東京都が公表している「地震に関する地域危険度測定調査」における地震に関する地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したものの。ランク 1 から 5 まであり、数値が大きいほど危険度が高い。三鷹市にはランク 1・2 のみある。

○チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士 2 名で構成される。

○チーム編成業務マニュアル

判定コーディネーターが、チーム及び班編成を行う際の業務について作成されたマニュアル

○調査区域図

判定チームが原則 1 日で判定する街区を示した図

○土砂災害警戒区域

以下のいずれかに該当する土砂災害のおそれがある区域をいう。

- ・傾斜度が 30° 以上かつ高さが 5 m 以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m 超は 50m）以内の区域

○土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。

※土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（令和元年 9 月東京都指定）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、都知事が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が市内に 23 箇所ある。（所管：東京都建設局河川部）

《ハ行》

○班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大 10 のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

○班長、副班長

班長とは班の代表者、副班長とは班長の補助あるいは代理を行う副代表者

○判定

被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。

○判定拠点

被災建築物応急危険度判定の判定拠点を略して単に「判定拠点」という。

「判定拠点」とは、被災地での情報収集及び判定実施のために被災地あるいはその周辺に設置する判定の拠点をいう。三鷹市は実施本部と同一場所としている。

○判定コーディネーター

被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」という。

「判定コーディネーター」とは、実施本部及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者等で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

○判定士

被災建築物応急危険度判定士を略して単に「判定士」という。

「判定士」とは、判定を実施するために、都道府県より認定された者をいう。

○判定士等

判定士、判定コーディネーターを総称して判定士等という。

○判定資機材

判定に使用する資機材をいう。被災建築物応急危険度判定資機材に関する備蓄状況<参考 4>

○判定実施

被災建築物応急危険度判定の実施を略して単に「判定実施」という。

「判定実施」とは、実施本部により決定され、被災建築物の判定を実施することをいう。

○判定実施区域

判定業務を行う町丁目を単位とする区域。

○判定実施計画

実施本部長が策定する被災市区町村における判定実施の計画。

【参照：震後対策編実施本部業務マニュアル第5】P33

○ブロック幹事県

地震による大規模災害時の広域支援に備え、地域ごとに設立された広域被災建築物応急危険度判定協議会（ブロック協議会）が全国に6協議会あり、それぞれの協議会の幹事県のこと。東京都は10都県建築物応急危険度判定協議会に属している。

《マ行》

○民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県が判定士又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

○民間判定士等補償制度

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者を対象とした補償制度を、全国協議会が平成10年7月1日から創設した。

○民間判定士等補償要領

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」の略

《ラ行》

○り災証明

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市区町村長が証明するもの。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするもの。

別添

全国被災建築物応急危険度判定必携

第3編補償制度関係 抜粋